

各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況 及び次期計画の策定方針(案)について

イノシシ	．．．．．	p 5～12
ニホンジカ	．．．．．	p 13～18
ツキノワグマ	．．．．．	p 19～29
ニホンザル	．．．．．	p 31～38


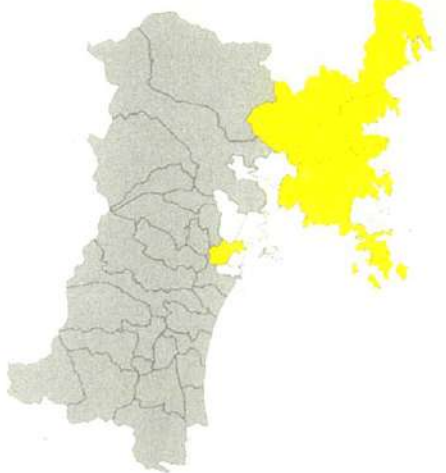
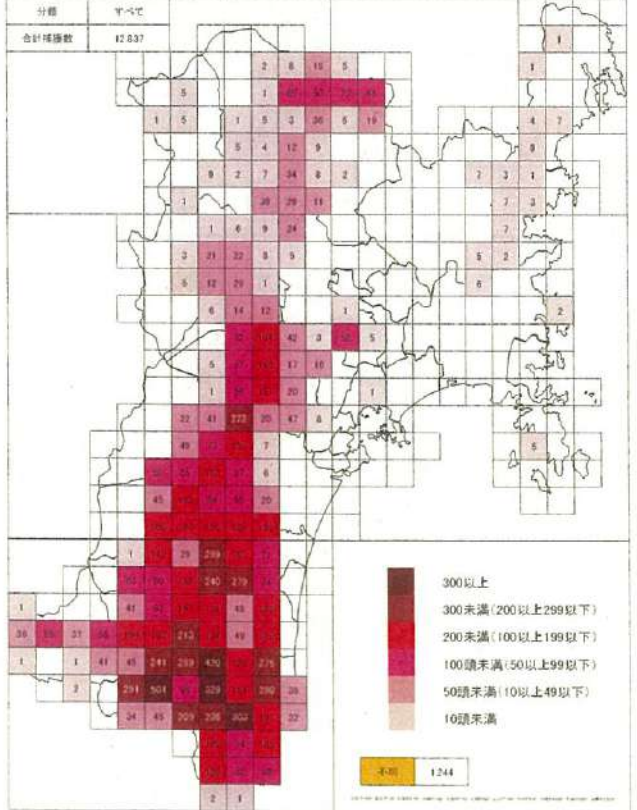
令和3年8月

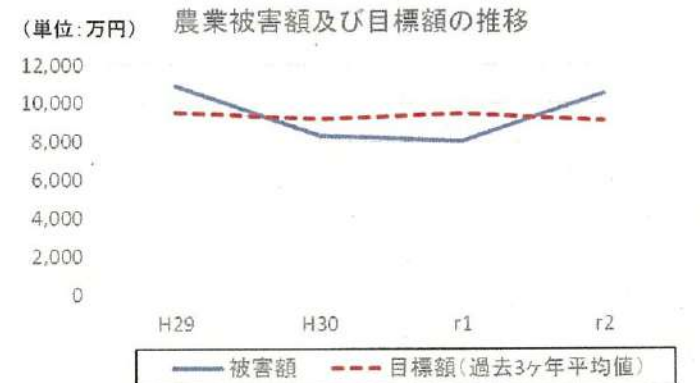
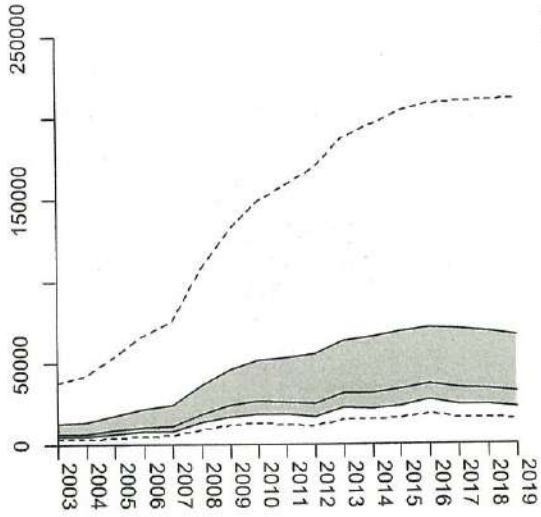
宮城県環境生活部自然保護課

特定鳥獣保護管理計画の策定に係るスケジュール(案)

次期特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール案 (令和4～令和8年度)		現期特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール (平成29～令和3年度)		
期	内容	期	内容	
第々年度 以前	<p>H28.3 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ類)改定</p> <p>H29.3 特定鳥獣保護管理計画(クマ類)改定</p> <p>R3.3 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ類)改定</p>	<p>H28.3 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ類)策定</p> <p>H28.3 特定鳥獣保護管理計画(クマ類)策定</p> <p>H28.3 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ類)策定</p> <p>H29.3 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ類)策定</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ類)策定</p> <p>特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類)策定</p> <p>特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ類)策定</p> <p>特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ類)策定</p>	
第々年度	<p>9月上旬 R3.8.17</p> <p>9月中旬～下旬</p> <p>9月～10月</p> <p>11月頃</p> <p>11月～12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p> <p>12月頃</p>	<p>現期進捗状況、次期特定計画策定方針作成委員会 (現期計画進捗状況、次期計画策定方針)委員会</p> <p>次期計画策定方針(に係る関係機関からの意見照会)</p> <p>次期特定計画案作成委員会 (次期特定計画案)</p> <p>自然環境保全委員会 (次期特定計画案)報告</p> <p>パブリックコメント(次期特定計画案)</p> <p>東北地方環境事務所、阿達県、市町村協議(次期特定計画案)</p> <p>庁内各課、地産局委(次期特定計画案)</p> <p>パブリックコメント(案結果取りまとめ(必要に応じて計画修正))</p> <p>自然環境保全委員会 (次期特定計画案)報告</p> <p>公表・環境大臣へ報告</p> <p>パブリックコメント結果掲載・報告</p>	<p>9月頃</p> <p>H28.8.17</p> <p>H28.9.23</p> <p>H28.8.29</p> <p>H28.9.1</p> <p>H28.9.7</p> <p>H28.10.28</p> <p>12月頃</p> <p>H29.1.17</p> <p>H29.1.16</p> <p>H29.1.13</p> <p>H29.1.13</p> <p>H28.1.30</p> <p>H28.2.1</p> <p>H29.2.15</p> <p>～H29.3.14</p> <p>H29.2.15</p> <p>H29.2.15</p> <p>H29.3.14</p> <p>H29.3.22</p> <p>H29.3.29</p> <p>H29.3.30</p>	<p>現期計画進捗状況、次期特定計画策定方針作成委員会 (イノシシ類)策定 ニホンザル部会 (1期計画進捗状況、2期計画策定方針) ニホンザル部会 (3期計画進捗状況、4期計画策定方針) ツキノワグマ部会 (2期計画進捗状況、3期計画策定方針)報告 (現期計画進捗状況、次期特定計画案)策定委員会 (次期特定計画案)策定</p> <p>次期特定計画案作成</p> <p>イノシシ部会 (3期計画案)</p> <p>ニホンザル部会 (2期計画案)</p> <p>ニホンザル部会 (4期計画案)</p> <p>ツキノワグマ部会 (3期計画案)</p> <p>部会 (次期計画案)</p> <p>自然環境保全委員会 (次期特定計画案)報告</p> <p>パブリックコメント(次期特定計画案)</p> <p>東北地方環境事務所、阿達県、市町村協議(次期特定計画案)</p> <p>庁内各課、地産局委 (次期特定計画案)</p> <p>自然環境保全委員会 (次期特定計画案)報告</p> <p>公表・環境大臣へ報告</p> <p>パブリックコメント結果掲載・報告</p>
	R4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行	H28.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行
	4月頃	県議会常在任委員会報告	H28.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行

第三期宮城県イノシシ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）


現計画	達成状況	新計画（案）
<p>名称 第三期宮城県イノシシ管理計画</p>		
<p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>	<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>	
<p>計画対象区域 県内全域を対象とする。</p> <p>◎ 重点区域（21市町村） イノシシの生息や被害が確認されており、被害防除対策を重点的に実施すべき地域 仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、大和町、大衡村、色麻町及び加美町 ※その他の区域は警戒区域とする。</p> 	<p>捕獲圧の強化等により生息域の拡大防止に努めてきたが、現計画の警戒区域である登米市、気仙沼市や南三陸町では令和2年度のイノシシ捕獲数が10頭を超えており、イノシシの定着が危惧される状況にある。</p> <p>また、石巻市でも目撃情報や捕獲実績があり、沿岸部全体へのイノシシの侵出・定着が危惧される。</p>	<p>● 拡充 県内全域を対象とする。</p> <p>◎ 重点区域（26市町村）利府町、石巻市、登米市、気仙沼市、南三陸町を追加する。（2年以上連続して有害鳥獣捕獲による捕獲実績があることから、重点区域に追加する。） ※その他の区域は警戒区域とする。</p> 
<p>管理の目標 ① 管理地域区分 野生鳥獣の管理単位は本来、地域個体群を基本とするものであるが、本県のイノシシは県南部から県中央部にかけて広く分布し被害地域も同様であること、また、現段階ではデータ等が不足しており、地域特性を踏まえた管理手法をとることは困難であることから、地域個体群の区分は設定しない。</p>	<p>令和2年度のイノシシ捕獲位置は県南部が中心であるものの、内陸部は県北部まで広範囲で捕獲実績があるほか、数年前からは沿岸部でも目撃情報や捕獲実績がある。</p> <p>捕獲位置の拡大状況を勘案すると、これらの個体群は基本的に県南部から生息域を拡大してきており、連続的に分布しているものと考えられる。</p> 	<p>● 継続 現計画と同じく地域個体群の区分はせず、市町村単位（重点区域もしくは警戒区域）で管理地域を区分する。</p>

現計画	達成状況	新計画(案)																																																																																																																																																												
<p>② 管理の目標</p> <p>イノシシによる農業被害を削減することを管理の目標とし、近年の生息域拡大や被害状況の推移を勘案して、過去3年間の被害額の平均を下回ることを目標とする。</p>	<p>県内のイノシシによる農業被害額は平成26年度に1億円を超え、その後も7千万円から1億円前後を推移している。</p> <p>管理目標については、目標額を下回る年度もあったものの、被害額が増加すると目標額も増加するため、被害額の減少には至らなかった。</p> <p>県内のイノシシ農業被害金額(平成5年度以降)</p> <table border="1" data-bbox="1380 220 2033 514"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>440</td> <td>210</td> <td>266</td> <td>1,837</td> <td>2,579</td> <td>1,196</td> <td>4,119</td> <td>1,267</td> <td>511</td> <td>1,713</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>2,119</td> <td>1,988</td> <td>1,834</td> <td>2,464</td> <td>2,895</td> <td>3,930</td> <td>2,847</td> <td>3,318</td> <td>2,673</td> <td>3,876</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>7,708</td> <td>11,963</td> <td>7,428</td> <td>9,157</td> <td>10,876</td> <td>8,328</td> <td>8,038</td> <td>10,492</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:万円)</p>  <p>農業被害額及び目標額の推移</p>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492			<p>●変更</p> <p>過去数年間の平均値を管理目標とした場合、仮に農業被害額の増加傾向が続いた場合や突発的に被害額が増加した年度があった場合、管理目標額も増加することになり、農業被害額の低減につながりにくい。</p> <p>農業被害額を劇的に減少させることは難しいが、長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>(例:令和8年度末に、第三期計画期間の4年間(H29~R2)の平均被害額(9,433万円)から3割減の約6,600万円まで低減させる。等)</p>																																																																																										
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																																																																																																																				
被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713																																																																																																																																																				
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																																																																																				
被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876																																																																																																																																																				
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																																						
被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492																																																																																																																																																						
<p>また、国が平成25年12月26日に公表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、イノシシの生息数を10年後(平成35年度末)に約4割減(全国で88万頭から50万頭に減少)させることを目指すとしていることから、本県では平成23年度末生息数(約25,000頭※1)から約4割減少(平成35年度末約14,300頭※2)させることを努力目標とし、年間の捕獲目標を5,600頭とする。</p> <p>なお、この捕獲目標はベイズ推定による生息数の暫定値に基づき算出したものであることから、捕獲目標については、今後実施予定の生息数調査の都度見直しを行うこととする。</p>	<p>県内のイノシシ捕獲数は平成28年度以降、捕獲目標を大幅に上回る実績となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1083 1039 1958 1312"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数調整</td> <td>2,027</td> <td>53</td> <td>144</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>1,671</td> <td>3,537</td> <td>6,418</td> <td>5,734</td> <td>6,948</td> <td>8,192</td> <td>8,468</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>1,222</td> <td>1,363</td> <td>1,750</td> <td>1,403</td> <td>1,465</td> <td>1,502</td> <td>1,175</td> </tr> <tr> <td>指定管理鳥獣捕獲等事業</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>28</td> <td>1,653</td> <td>1,077</td> <td>3,194</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,920</td> <td>4,964</td> <td>8,330</td> <td>7,179</td> <td>10,074</td> <td>10,791</td> <td>12,837</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方で、令和元年度の生息個体数は、中央値32,462頭(95%信頼区間:15,078~211,646)と推定された。平成28年度をピークにして、そこから若干の減少傾向があったが、個体数の大きな減少には至っていない。</p>  <table border="1" data-bbox="1617 1480 2033 1963"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2.5%点</th> <th>25%点</th> <th>50%点</th> <th>75%点</th> <th>97.5%点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003</td><td>3,305</td><td>4,916</td><td>6,794</td><td>13,041</td><td>38,033</td></tr> <tr><td>2004</td><td>3,265</td><td>4,884</td><td>6,880</td><td>14,119</td><td>42,833</td></tr> <tr><td>2005</td><td>4,340</td><td>6,436</td><td>8,990</td><td>18,054</td><td>54,066</td></tr> <tr><td>2006</td><td>5,215</td><td>7,812</td><td>10,926</td><td>22,080</td><td>67,021</td></tr> <tr><td>2007</td><td>5,352</td><td>8,001</td><td>11,440</td><td>24,516</td><td>75,783</td></tr> <tr><td>2008</td><td>9,137</td><td>13,402</td><td>18,534</td><td>36,215</td><td>107,279</td></tr> <tr><td>2009</td><td>11,741</td><td>17,319</td><td>23,940</td><td>45,596</td><td>131,850</td></tr> <tr><td>2010</td><td>12,839</td><td>18,916</td><td>26,206</td><td>51,351</td><td>148,666</td></tr> <tr><td>2011</td><td>12,372</td><td>18,262</td><td>25,564</td><td>53,112</td><td>158,858</td></tr> <tr><td>2012</td><td>11,422</td><td>17,174</td><td>24,690</td><td>55,788</td><td>169,298</td></tr> <tr><td>2013</td><td>15,396</td><td>22,548</td><td>31,427</td><td>63,272</td><td>187,726</td></tr> <tr><td>2014</td><td>15,124</td><td>22,132</td><td>31,361</td><td>65,893</td><td>195,770</td></tr> <tr><td>2015</td><td>16,174</td><td>23,728</td><td>33,620</td><td>69,463</td><td>204,139</td></tr> <tr><td>2016</td><td>18,866</td><td>27,128</td><td>37,359</td><td>71,750</td><td>208,901</td></tr> <tr><td>2017</td><td>16,488</td><td>24,126</td><td>34,270</td><td>70,605</td><td>210,795</td></tr> <tr><td>2018</td><td>16,421</td><td>24,129</td><td>34,062</td><td>69,156</td><td>211,121</td></tr> <tr><td>2019</td><td>15,078</td><td>22,727</td><td>32,462</td><td>65,998</td><td>211,646</td></tr> </tbody> </table>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)	個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0	有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468	狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175	指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194	合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837	年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点	2003	3,305	4,916	6,794	13,041	38,033	2004	3,265	4,884	6,880	14,119	42,833	2005	4,340	6,436	8,990	18,054	54,066	2006	5,215	7,812	10,926	22,080	67,021	2007	5,352	8,001	11,440	24,516	75,783	2008	9,137	13,402	18,534	36,215	107,279	2009	11,741	17,319	23,940	45,596	131,850	2010	12,839	18,916	26,206	51,351	148,666	2011	12,372	18,262	25,564	53,112	158,858	2012	11,422	17,174	24,690	55,788	169,298	2013	15,396	22,548	31,427	63,272	187,726	2014	15,124	22,132	31,361	65,893	195,770	2015	16,174	23,728	33,620	69,463	204,139	2016	18,866	27,128	37,359	71,750	208,901	2017	16,488	24,126	34,270	70,605	210,795	2018	16,421	24,129	34,062	69,156	211,121	2019	15,078	22,727	32,462	65,998	211,646	<p>●生息数の目標は後ろ倒しし、捕獲目標は毎年度作成する実施計画で作成</p> <p>生息数の目標については、現状では令和5年度末に約14,300頭まで減少させることは困難であることから、達成年度を新計画期間の終期である令和8年度に3年間後ろ倒しする。</p> <p>目標を達成するための捕獲数については、現計画における捕獲目標は、計画策定時の推定生息数から算出されたものであり、当時の試算では毎年度5,600頭のイノシシを捕獲することによって、令和5年度末には県内イノシシ生息数を約14,300頭まで減少できる見込みであったが、5年間の計画期間の間に、捕獲目標に対する実際の捕獲数や推定生息数の乖離が大きくなった。</p> <p>より実態に即した目標設定のためには、毎年度実施する生息状況等調査等のモニタリング調査の都度、捕獲目標を見直すことが重要である。</p> <p>このことから、管理計画本文には具体的な捕獲目標は記載せず、毎年度作成する実施計画において、管理目標を達成するために必要な当該年度の捕獲目標を記載することとする。</p>
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																																							
個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0																																																																																																																																																							
有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468																																																																																																																																																							
狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175																																																																																																																																																							
指定管理鳥獣捕獲等事業	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																																																																																																																							
合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837																																																																																																																																																							
年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点																																																																																																																																																									
2003	3,305	4,916	6,794	13,041	38,033																																																																																																																																																									
2004	3,265	4,884	6,880	14,119	42,833																																																																																																																																																									
2005	4,340	6,436	8,990	18,054	54,066																																																																																																																																																									
2006	5,215	7,812	10,926	22,080	67,021																																																																																																																																																									
2007	5,352	8,001	11,440	24,516	75,783																																																																																																																																																									
2008	9,137	13,402	18,534	36,215	107,279																																																																																																																																																									
2009	11,741	17,319	23,940	45,596	131,850																																																																																																																																																									
2010	12,839	18,916	26,206	51,351	148,666																																																																																																																																																									
2011	12,372	18,262	25,564	53,112	158,858																																																																																																																																																									
2012	11,422	17,174	24,690	55,788	169,298																																																																																																																																																									
2013	15,396	22,548	31,427	63,272	187,726																																																																																																																																																									
2014	15,124	22,132	31,361	65,893	195,770																																																																																																																																																									
2015	16,174	23,728	33,620	69,463	204,139																																																																																																																																																									
2016	18,866	27,128	37,359	71,750	208,901																																																																																																																																																									
2017	16,488	24,126	34,270	70,605	210,795																																																																																																																																																									
2018	16,421	24,129	34,062	69,156	211,121																																																																																																																																																									
2019	15,078	22,727	32,462	65,998	211,646																																																																																																																																																									

現計画	達成状況	新計画(案)																																																																			
<p>個体数管理の方法</p> <p>① 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、重点区域のイノシシの狩猟期間を延長し、11月15日から3月31日までとする(通常11月15日から2月15日まで)。ただし、延長された期間の内3月1日から3月31日までの間の猟法は、事故防止のため「わな猟」及び「当該わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限るものとする。また、2月中旬以降、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。</p>	<p>2月15日までとなっている狩猟期間を平成21年度から3月14日までに延長し、平成25年度から3月31日までに延長している。狩猟期間の延長を行った結果、狩猟全体に占める割合は20%前後であり、捕獲圧強化に一定の効果があると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表(イノシシ)</p> <table border="1" data-bbox="1003 394 2012 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">(A)</th> <th colspan="2">狩猟捕獲数</th> <th rowspan="2">延長期間捕獲数の割合 (D) = (C) / (A)</th> </tr> <tr> <th>通常期間捕獲数(B)</th> <th>延長期間捕獲数(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>1,252</td><td>1,143</td><td>109</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,312</td><td>1,178</td><td>134</td><td>10.2%</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,227</td><td>1,109</td><td>118</td><td>9.6%</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>820</td><td>686</td><td>134</td><td>16.3%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,425</td><td>1,198</td><td>227</td><td>15.9%</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,222</td><td>874</td><td>348</td><td>28.5%</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,363</td><td>1,044</td><td>319</td><td>23.4%</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,750</td><td>1,354</td><td>396</td><td>22.6%</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,408</td><td>1,108</td><td>297</td><td>21.2%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1,465</td><td>1,186</td><td>269</td><td>18.4%</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>1,502</td><td>1,241</td><td>261</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>令和2年度(速報値)</td><td>1,175</td><td>832</td><td>243</td><td>20.7%</td></tr> </tbody> </table>	年度	(A)	狩猟捕獲数		延長期間捕獲数の割合 (D) = (C) / (A)	通常期間捕獲数(B)	延長期間捕獲数(C)	平成21年度	1,252	1,143	109	8.7%	平成22年度	1,312	1,178	134	10.2%	平成23年度	1,227	1,109	118	9.6%	平成24年度	820	686	134	16.3%	平成25年度	1,425	1,198	227	15.9%	平成26年度	1,222	874	348	28.5%	平成27年度	1,363	1,044	319	23.4%	平成28年度	1,750	1,354	396	22.6%	平成29年度	1,408	1,108	297	21.2%	平成30年度	1,465	1,186	269	18.4%	令和元年度	1,502	1,241	261	17.4%	令和2年度(速報値)	1,175	832	243	20.7%	<p>●継続もしくは拡充</p> <p>基本的には現計画と同様の狩猟期間延長措置を継続することとするが、関係機関の意見も聴取した上で、狩猟期間の前倒し(11月1日から)も検討する。</p>
年度	(A)			狩猟捕獲数			延長期間捕獲数の割合 (D) = (C) / (A)																																																														
		通常期間捕獲数(B)	延長期間捕獲数(C)																																																																		
平成21年度	1,252	1,143	109	8.7%																																																																	
平成22年度	1,312	1,178	134	10.2%																																																																	
平成23年度	1,227	1,109	118	9.6%																																																																	
平成24年度	820	686	134	16.3%																																																																	
平成25年度	1,425	1,198	227	15.9%																																																																	
平成26年度	1,222	874	348	28.5%																																																																	
平成27年度	1,363	1,044	319	23.4%																																																																	
平成28年度	1,750	1,354	396	22.6%																																																																	
平成29年度	1,408	1,108	297	21.2%																																																																	
平成30年度	1,465	1,186	269	18.4%																																																																	
令和元年度	1,502	1,241	261	17.4%																																																																	
令和2年度(速報値)	1,175	832	243	20.7%																																																																	
<p>② 特例休猟区の活用</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、イノシシの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>	<p>県内の休猟区は下記のとおり設定されていたが、現在、指定されている区域はない。</p> <p>○真野・黒森山休猟区 2,650ha (H22.11.1~H24.10.31)</p> <p>○太田・飯野休猟区 2,468ha (H23.11.1~H25.10.31)</p>	<p>●継続</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、イノシシの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>																																																																			
<p>③ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用</p> <p>県内で指定されている鳥獣保護区のうち、イノシシによる被害が確認されている鳥獣保護区については、イノシシの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>	<p>令和元年度に、仙台市内の鳥獣保護区の一部を指定変更し、3箇所の「狩猟鳥獣(イノシシを除く。)捕獲禁止区域」を設定した。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1150 2012 1329"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>区分</th> <th>面積(ha)</th> <th>捕獲等を禁止する狩猟鳥獣</th> <th>指定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>釜山権現森</td> <td rowspan="3">仙台市</td> <td rowspan="3">新規指定</td> <td>3,146</td> <td rowspan="3">イノシシ以外</td> <td rowspan="3">令和元年11月1日から令和6年10月31日まで(6年間)</td> </tr> <tr> <td>興武士</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>大倉グム</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3カ所</td> <td></td> <td></td> <td>4,296</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間	令和元年度	釜山権現森	仙台市	新規指定	3,146	イノシシ以外	令和元年11月1日から令和6年10月31日まで(6年間)	興武士	650	大倉グム	1,500	合計	3カ所			4,296			<p>●継続</p> <p>第13次鳥獣保護管理事業計画(案)では、既設狩猟鳥獣捕獲禁止区域を期間更新するほか、令和4年度に岩出山鳥獣保護区(606ha)を「岩出山狩猟鳥獣(イノシシを除く。)捕獲禁止区域」に指定変更する見込みである。</p> <p>その他、県内で指定されている鳥獣保護区のうち、イノシシによる被害が確認されている鳥獣保護区については、イノシシの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>																																										
年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間																																																															
令和元年度	釜山権現森	仙台市	新規指定	3,146	イノシシ以外	令和元年11月1日から令和6年10月31日まで(6年間)																																																															
	興武士			650																																																																	
	大倉グム			1,500																																																																	
合計	3カ所			4,296																																																																	

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>④ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進</p> <p>重点区域においては、捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく、市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに、県においても、市町村による捕獲とのすみ分けなどの調整を図り、個体数調整を実施することを検討する。また、警戒区域においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p>	<p>昭和48年に狩猟によるイノシシの捕獲が確認されてから、狩猟が主な捕獲方法であったが、平成10年頃から許可捕獲（有害・個体数調整）による捕獲数が徐々に増加し、平成24年に許可捕獲が狩猟を上回っている。その間、総捕獲数が平成20年に1,000頭を超え、平成22年には2,000頭を超えた。平成25年には有害鳥獣捕獲及び個体数調整が激増して5,000頭を超え、平成30年度以降は10,000頭を超える捕獲数となった。</p> <p>県内のイノシシ捕獲数(昭和44年度以降)</p> <p style="text-align: right;">(単位:頭)</p> <table border="1" data-bbox="1012 499 2033 1054"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>S44</th><th>S45</th><th>S46</th><th>S47</th><th>S48</th><th>S49</th><th>S50</th><th>S51</th><th>S52</th><th>S53</th><th>S54</th><th>S55</th><th>S56</th><th>S57</th><th>S58</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>狩猟</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>3</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td><td>3</td><td>8</td><td>15</td><td>6</td><td>34</td><td>38</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>13</td><td>9</td><td>3</td><td>8</td><td>16</td><td>11</td><td>37</td><td>42</td></tr> <tr> <th>年度</th> <th>S59</th><th>S60</th><th>S61</th><th>S62</th><th>S63</th><th>H1</th><th>H2</th><th>H3</th><th>H4</th><th>H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th> </tr> <tr><td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有害</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>9</td><td>27</td><td>20</td><td>17</td></tr> <tr><td>狩猟</td><td>37</td><td>13</td><td>37</td><td>24</td><td>36</td><td>24</td><td>31</td><td>54</td><td>38</td><td>48</td><td>20</td><td>36</td><td>97</td><td>57</td><td>108</td></tr> <tr><td>合計</td><td>38</td><td>14</td><td>40</td><td>28</td><td>38</td><td>33</td><td>38</td><td>59</td><td>42</td><td>52</td><td>28</td><td>45</td><td>124</td><td>77</td><td>125</td></tr> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th> </tr> <tr><td>個体数調整</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>474</td><td>838</td><td>741</td><td>1,329</td><td>1,910</td></tr> <tr><td>有害</td><td>32</td><td>38</td><td>35</td><td>83</td><td>100</td><td>130</td><td>119</td><td>176</td><td>185</td><td>303</td><td>90</td><td>19</td><td>32</td><td>30</td><td>1,958</td></tr> <tr><td>狩猟</td><td>146</td><td>218</td><td>205</td><td>327</td><td>390</td><td>266</td><td>451</td><td>542</td><td>389</td><td>1,014</td><td>1,252</td><td>1,312</td><td>1,227</td><td>820</td><td>1,425</td></tr> <tr><td>合計</td><td>178</td><td>256</td><td>240</td><td>410</td><td>490</td><td>396</td><td>570</td><td>718</td><td>574</td><td>1,317</td><td>1,816</td><td>2,169</td><td>2,000</td><td>2,179</td><td>5,293</td></tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2(遺精)</th> </tr> <tr><td>個体数調整</td><td>2,027</td><td>53</td><td>144</td><td>14</td><td>8</td><td>20</td><td>0</td></tr> <tr><td>有害</td><td>1,671</td><td>3,537</td><td>6,418</td><td>5,734</td><td>6,948</td><td>8,192</td><td>8,468</td></tr> <tr><td>狩猟</td><td>1,222</td><td>1,363</td><td>1,750</td><td>1,403</td><td>1,465</td><td>1,502</td><td>1,175</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—</td><td>11</td><td>18</td><td>28</td><td>1,653</td><td>1,077</td><td>3,194</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,920</td><td>4,964</td><td>8,330</td><td>7,179</td><td>10,074</td><td>10,791</td><td>12,837</td></tr> </tbody> </table>	年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	個体数調整																有害	1	0	0	0	7	4	0	6	0	0	0	1	5	3	4	狩猟	0	0	0	0	8	3	2	7	9	3	8	15	6	34	38	合計	1	0	0	0	15	7	2	13	9	3	8	16	11	37	42	年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	個体数調整																有害	1	1	3	4	2	9	7	5	4	4	8	9	27	20	17	狩猟	37	13	37	24	36	24	31	54	38	48	20	36	97	57	108	合計	38	14	40	28	38	33	38	59	42	52	28	45	124	77	125	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	個体数調整											474	838	741	1,329	1,910	有害	32	38	35	83	100	130	119	176	185	303	90	19	32	30	1,958	狩猟	146	218	205	327	390	266	451	542	389	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425	合計	178	256	240	410	490	396	570	718	574	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(遺精)	個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0	有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468	狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175	合計	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194	合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837	<p>●継続</p> <p>重点区域においては、捕獲圧を高めるために狩猟のみではなく、市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していく。</p> <p>また、警戒区域においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても、積極的に予察による有害鳥獣捕獲を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p> <p>さらに、県においても、市町村による捕獲とのすみ分けなどの調整を図り、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>
年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有害	1	0	0	0	7	4	0	6	0	0	0	1	5	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	0	0	0	0	8	3	2	7	9	3	8	15	6	34	38																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	1	0	0	0	15	7	2	13	9	3	8	16	11	37	42																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有害	1	1	3	4	2	9	7	5	4	4	8	9	27	20	17																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	37	13	37	24	36	24	31	54	38	48	20	36	97	57	108																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	38	14	40	28	38	33	38	59	42	52	28	45	124	77	125																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																																																																																																																																																			
個体数調整											474	838	741	1,329	1,910																																																																																																																																																																																																																																																																																			
有害	32	38	35	83	100	130	119	176	185	303	90	19	32	30	1,958																																																																																																																																																																																																																																																																																			
狩猟	146	218	205	327	390	266	451	542	389	1,014	1,252	1,312	1,227	820	1,425																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	178	256	240	410	490	396	570	718	574	1,317	1,816	2,169	2,000	2,179	5,293																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(遺精)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
個体数調整	2,027	53	144	14	8	20	0																																																																																																																																																																																																																																																																																											
有害	1,671	3,537	6,418	5,734	6,948	8,192	8,468																																																																																																																																																																																																																																																																																											
狩猟	1,222	1,363	1,750	1,403	1,465	1,502	1,175																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	—	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	4,920	4,964	8,330	7,179	10,074	10,791	12,837																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>⑤ 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施し、イノシシによる農業被害を受けている農業者を主対象に臨時のわな猟免許試験を実施する。また、個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p> <p>さらに、市町村職員等自らが個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり、捕獲に取り組む対策を講じる。高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施し、イノシシによる農業被害を受けている農業者を主対象に臨時のわな猟免許試験を実施する。</p>	<p>○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施</p> <p>平成29年度及び平成30年度：4日間7会場を実施 令和元年度から令和3年度まで：5日間8会場を実施</p> <p>○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施</p> <p>H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市</p> <p>○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和2年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。</p> <p>○市町村有害鳥獣捕獲担い手育成補助事業</p> <p>市町村職員が、当該市町村等が行う有害鳥獣捕獲等に従事することを前提に、当該職員の狩猟免許の取得等に係る経費の一部を補助 (H30年度に3町、R1年度に1町に補助)</p> <p style="text-align: center;">狩猟免許所持者数の推移</p> 	<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等の実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																



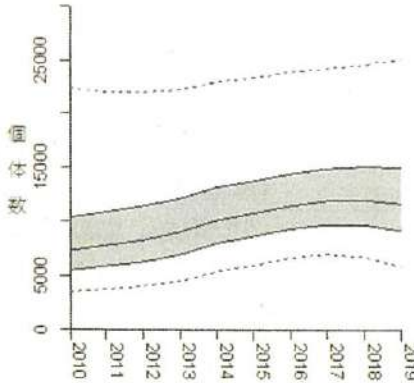
現計画	達成状況	新計画(案)
<p>⑥ 農地周辺での捕獲圧の強化</p> <p>イノシシによる農業被害の抑制を図るため、農地周辺での捕獲圧を強化し、農業被害につながる加害個体の捕獲に努めるものとする。また、有害鳥獣捕獲隊による指導、助言及び「止めさし」行為の確保が可能な対象区域においては、わな猟免許を取得した農業者等による自己の耕作地及びその周辺地における有害鳥獣捕獲や個体数調整を認めるなど、自己防衛体制整備を図ることとする。さらに、有害捕獲や個体数調整において、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる、という制度の活用を図り、地域ぐるみによる捕獲を推進するものとする。</p> <p>農地周辺は人々の生活の場でもあることなどから、人的事故を防止することを最優先し「箱わな」の使用を推進する。その場合、ツキノワグマの生息地においては錯誤捕獲防止のため「天井に穴の開いたクマが逃げられる構造の箱わな(脱出口付き箱わな)」の使用を推進する。</p> <p>なお、エサとなる農作物が豊富な耕作期にあっては「箱わな」による捕獲効率の低さが指摘されていることから、捕獲効率の高い「くくりわな」や「銃器」の使用も必要であるが、その使用に当たっては集落や通学路、観光地等の周辺環境や山菜採りでの山野へ人が入り込む状況など地域の実情を十分把握しつつ、危険防止を徹底した上で「箱わな」との併用を図るものとする。</p>	<p>有害鳥獣捕獲における許可期間は県の基準で銃器・わなとも1年以内と定めており、捕獲許可権限も県内全市町村に移譲済みである。</p> <p>地域ぐるみの捕獲対策については、仙台市で平成27年3月から実施し、捕獲実績を上げている。</p> <p>ツキノワグマ生息域で箱わなによるイノシシの捕獲を行う際は脱出口が備え付けられてある箱わながほぼ普及している。</p> <p>一方で、イノシシの誘引餌に餌付けられてしまったツキノワグマが当該箱わなに繰り返し出入りするようになってしまった事例も見受けられた。</p>	<p>●継続</p> <p>基本的に既存の施策を継続するが、ツキノワグマが餌付けられてしまうことを防ぐため、ツキノワグマを誘引しにくいエサの使用や、センサーカメラ等を活用した誘引状況の確認、餌付けられてしまったことが確認された箇所での箱わなの移動などについて追記することを検討する。</p>
<p>⑦ 錯誤捕獲の未然防止</p> <p>イノシシの積極的な捕獲が進む中で、わなの使用の増加によるツキノワグマ等の意図しない鳥獣種の捕獲(以下「錯誤捕獲」という。)の増加が懸念される。特に、ツキノワグマ(以下「クマ」という。)の場合は、捕獲後の対応において重大な事故が生じる可能性が高いため、錯誤捕獲の未然防止に努める。</p> <p>なお、クマの錯誤捕獲を未然に防止するため、クマの生息域においてくくりわなを使用する場合は、輪の直径が12cmを超えるくくりわな及び締め付け防止金具がないくくりわなは使用しない。また、くくりわなを設置した地域で過去にクマの出没や捕獲があったり、クマの目撃等が確認されたりした場合は、くくりわなを移動する、又は設置を中止する。</p> <p>箱わなの場合は脱出口をつけることとし、脱出口からクマが自由に出入りし、餌付けグマにならないよう、わなの見回りは確実に毎日実施する。また、箱わなの扉を落とす仕掛け(トリガー)の設置は、餌付いた動物がクマではないことを確認した上で行き、箱わなの見回りの際にクマの痕跡が認められた場合は、一時的にわなの稼働をやめる、又は箱わなを移動する。</p>	<p>わなによるイノシシ捕獲数が増加する一方で、特にイノシシ捕獲目的で設置されたくくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲される事例が急増している(令和2年度はツキノワグマ有害捕獲数279頭のうち、錯誤捕獲によるものが178頭(約64%))。</p>	<p>●記載を拡充</p> <p>くくりわなによる錯誤捕獲を完全に防ぐことは非常に困難であるが、錯誤捕獲が発生した箇所でのくくりわな使用中止の徹底や、ツキノワグマが錯誤捕獲されにくいタイプのくくりわなへの切り替えの指導等について追記することを検討する。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																		
<p>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>イノシシによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるイノシシの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>	<p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲数は年々増加している。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシ捕獲実績（単位：頭）</p> <table border="1" data-bbox="1012 369 1576 516"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>28</td> <td>1,653</td> <td>1,077</td> <td>3,194</td> </tr> </tbody> </table>  <p>令和 3 年度実施予定市町村（17 市町村）</p>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	捕獲数	11	18	28	1,653	1,077	3,194	<p>●継続</p> <p>引き続き、事業実施について了承を得られた市町村を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>																																																				
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)																																																														
捕獲数	11	18	28	1,653	1,077	3,194																																																														
<p>被害防除対策</p> <p>イノシシによる農業被害を軽減させるためには、捕獲圧を高めて捕獲頭数を増やすだけでは課題を解決できず、耕作地への侵入を防ぐ対策も重要である。</p> <p>また、適切な防除対策は農地周辺に出没するイノシシの捕獲効率を高めることにつながる。</p> <p>現在、県内でも電気柵や様々な資材を活用した防護柵の設置が行われているが、必ずしもイノシシの生態を十分踏まえた上での設置ではなく、また、設置単位が個人を中心とした小規模なもので被害を防ぎきれない状況にある。</p> <p>このため、鳥獣部門と農業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、イノシシの生態に則した効果的な農作物被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、市町村被害対策地域連絡会議等により、被害状況や対策内容の情報交換、研修等、市町村が行う被害防止対策への取組の支援を行う。</p> <p>また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）等の活用により、集落や地区単位での計画的な侵入防止柵等を支援する。</p> <p>なお、被害が発生しているにもかかわらず、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を未だ作成していない市町村に対しては、計画作成を促進するほか同法に基づく鳥獣被害対策実施隊の編成を支援する。また、特に重点区域の市町村に対しては、各鳥獣被害対策協議会が行う被害防止対策の連携を支援する。</p> <p>さらに、農業については、普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するため、被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行い、林業については、林業普及指導員等による被害防除技術の情報提供・普及に努める。</p>	<p>県内のイノシシによる農業被害額は平成 26 年度に 1 億円を超え、その後も 7 千万円から 1 億円前後を推移している。</p> <p>県内のイノシシ被害金額（平成 5 年度以降）</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1" data-bbox="1012 936 2027 1230"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>440</td> <td>210</td> <td>266</td> <td>1,837</td> <td>2,579</td> <td>1,196</td> <td>4,119</td> <td>1,267</td> <td>511</td> <td>1,713</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>2,119</td> <td>1,988</td> <td>1,834</td> <td>2,464</td> <td>2,895</td> <td>3,930</td> <td>2,847</td> <td>3,318</td> <td>2,673</td> <td>3,876</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>7,708</td> <td>11,963</td> <td>7,428</td> <td>9,157</td> <td>10,876</td> <td>8,328</td> <td>8,038</td> <td>10,492</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おって、環境部局と農政部局と連携してイノシシ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術の周知・普及を行った。</p> <p>そのほか、県農業部局では各普及センターに地域的な鳥獣害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣被害対策の普及・指導に努めている。</p>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492			<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税活用事業も図りながら、引き続き被害防除のための施策を推進していく。</p>
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																										
被害金額	440	210	266	1,837	2,579	1,196	4,119	1,267	511	1,713																																																										
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																										
被害金額	2,119	1,988	1,834	2,464	2,895	3,930	2,847	3,318	2,673	3,876																																																										
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																												
被害金額	7,708	11,963	7,428	9,157	10,876	8,328	8,038	10,492																																																												

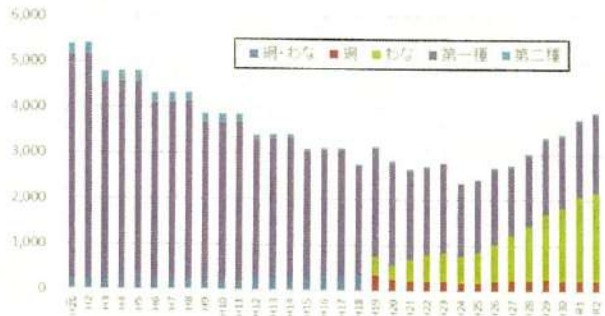
現計画	達成状況	新計画(案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>生息地の適正管理</p> <p>イノシシ管理における最大の焦点は農作物被害の軽減であり、耕作地を含む周辺の環境管理が重要な課題となる。農業被害を低減させるためには、農地周辺に点在し、イノシシにとって恰好の隠れ場やエサ場となる耕作放棄地や農地に隣接する森林の適正管理が不可欠である。前述した「農地周辺での捕獲圧の強化」により加害個体を捕獲したとしても、これらの隠れ場やエサ場に新たな個体が侵入してしまえば農業被害は一向に改善されない。</p> <p>現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について農地周辺の環境整備を推進する。</p>	<p>計画対象区域の市町村が毎年度作成する実施計画や、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を通じて市町村の取り組み状況を把握するとともに、支援策の周知・普及に努めた。</p> <p>また、モデル地区を選定して集落ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する勉強会を開催したほか、地方機関においても被害防止対策に関する勉強会を開催した。</p>	<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税活用事業も図りながら、引き続き生息地管理のための施策を推進していく。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>資源活用及び残渣の適正処理</p> <p>イノシシは、農業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、資源としては、その肉は西日本地方では「ボタン」、「山鯨」と呼ばれ人気を博している。</p> <p>近年、有害鳥獣捕獲を含め捕獲頭数の増加が見込まれることや天然資源の有効活用の観点から、肉等の有効利用を図るため、適切で衛生的な処理や流通のための環境整備、消費方法等について検討を行ってきた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、野生イノシシ肉から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成24年6月25日付けで、国からイノシシ肉についてツキノワグマ肉とともに県内全域を対象に出荷制限が指示され、現在も継続している。現在、全県的にイノシシ肉の検査を実施しており、基準値を超える数値が測定される間は流通させられない状況である。また、今後の検査により基準超の数値が出なくなった段階で、出荷制限解除に向けた手続を行い、資源活用を推進していくものとする。</p> <p>捕獲したイノシシの残さについては、林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。</p> <p>なお、県南地域では放射性物質の影響により捕獲個体の処理に苦慮している状況にあり、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や県猟友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について、検討するものとする。</p>	<p>イノシシ肉については県内全域で出荷制限指示が出されている状況であり、有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシから検体を採取し、モニタリング調査を継続的に実施している。なお、令和2年度は、78検体中2検体が基準値を超過した。</p> <table border="1" data-bbox="1003 863 2012 1402"> <caption>野生鳥獣の放射性物質検査結果(モニタリング調査分)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">鳥獣名</th> <th colspan="3">平成25年度</th> <th colspan="3">平成26年度</th> <th colspan="3">平成27年度</th> <th colspan="3">平成28年度</th> <th colspan="3">平成29年度</th> <th colspan="3">令和元年度</th> <th colspan="3">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> <th>検体数</th> <th>検出数</th> <th>検出率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白石市</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>45.5%</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>38.8%</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>11.1%</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3%</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>角田市</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>30.0%</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>16.7%</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>27.3%</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>36.4%</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>蔵王町</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>1</td> <td>11.1%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>29.0%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>七ヶ瀬町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>42.9%</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鶴田町</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>11.1%</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3%</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>8.3%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>25.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎町</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>58.3%</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>75.0%</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>75.0%</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>16.7%</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>45.5%</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>36.4%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>仙臺市</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>33.3%</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>16.7%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>50.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>33.3%</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>16.7%</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>50.0%</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>28.6%</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>12.5%</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>37.5%</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>60.0%</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>66.7%</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>87.5%</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>18.2%</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>12.5%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>大和町</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>20.0%</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>25.0%</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>大崎町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>2</td> <td>40.0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>加美町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>栗原市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>100.0%</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>100.0%</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>66.7%</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>大蔵村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>63</td> <td>16</td> <td>25.4%</td> <td>85</td> <td>24</td> <td>28.2%</td> <td>100</td> <td>48</td> <td>48.0%</td> <td>108</td> <td>11</td> <td>10.2%</td> <td>88</td> <td>23</td> <td>26.1%</td> <td>103</td> <td>12</td> <td>11.7%</td> <td>48</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>78</td> <td>2</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、捕獲後の残渣等について、県南の複数市町で解体処理施設や減容化処理施設を整備した。</p> <p>蔵王町：解体処理施設を平成27年度から運用 白石市：解体処理施設を平成27年度から運用 川崎町：解体処理施設を平成29年度から運用 村田町：減容化処理施設を令和元年度から運用 丸森町：減容化処理施設を令和3年度から運用</p> <p>適宜、電話や電子メール等を活用して東北各県と情報共有を行った。</p>	鳥獣名	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			令和元年度			令和2年度			検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	白石市	7	0	0.0%	11	5	45.5%	8	3	38.8%	9	0	0.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	角田市	10	3	30.0%	12	2	16.7%	11	3	27.3%	13	0	0.0%	11	4	36.4%	10	0	0.0%	8	0	0.0%	6	0	0.0%	蔵王町	3	0	0.0%	3	0	0.0%				9	1	11.1%	3	0	0.0%	1	5	29.0%	8	0	0.0%	1	0	0.0%	七ヶ瀬町	1	1	100.0%										4	0	0.0%	4	0	0.0%							大河原町	4	1	25.0%	8	0	0.0%	7	3	42.9%	2	0	0.0%													鶴田町	3	0	0.0%	0	0	0.0%	9	1	11.1%	5	0	0.0%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	4	0	0.0%	1	2	20.0%	村田町	3	0	0.0%	11	0	0.0%	12	1	8.3%	8	0	0.0%	8	2	25.0%	4	0	0.0%							川崎町	3	0	0.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	11	0	0.0%	7	0	0.0%				丸森町	12	7	58.3%	12	9	75.0%	12	9	75.0%	12	2	16.7%	11	5	45.5%	11	4	36.4%	8	0	0.0%	9	1	12.8%	仙臺市	3	1	33.3%	2	0	0.0%	7	0	0.0%	6	1	16.7%	8	0	0.0%	3	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	0.0%	名取市							2	1	50.0%	3	0	0.0%	4	1	25.0%	3	1	33.3%	1	1	100.0%	2	0	0.0%	東根市							1	1	100.0%	3	0	0.0%	6	1	16.7%	6	0	0.0%	7	0	0.0%	5	0	0.0%	東郷町	1	0	0.0%	2	1	50.0%	7	2	28.6%	8	1	12.5%	8	3	37.5%	7	1	14.3%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	山元町	5	3	60.0%	6	4	66.7%	8	7	87.5%	11	2	18.2%	8	1	12.5%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	4	0	0.0%	大和町	6	0	0.0%	5	1	20.0%	12	3	25.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	4	1	25.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	大崎町										5	2	40.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%	色麻町										1	0	0.0%							6	0	0.0%	7	0	0.0%	加美町							1	1	100.0%	1	1	100.0%				1	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	栗原市				2	2	100.0%	7	7	100.0%	4	1	25.0%	6	4	66.7%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%	大蔵村																			1	0	0.0%	1	0	0.0%	小計	63	16	25.4%	85	24	28.2%	100	48	48.0%	108	11	10.2%	88	23	26.1%	103	12	11.7%	48	0	0.0%	78	2	2.6%	<p>●継続</p> <p>引き続き放射性物質のモニタリング調査を実施する。</p> <p>残さ処理について、鳥獣の解体施設等の設置について引き続き支援すると共に、全頭検査を前提とした食肉処理加工施設の設置等について検討があった際は、必要に応じて情報提供等を行っていく。</p>
鳥獣名	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			令和元年度			令和2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率	検体数	検出数	検出率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
白石市	7	0	0.0%	11	5	45.5%	8	3	38.8%	9	0	0.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%	7	1	14.3%	7	1	14.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
角田市	10	3	30.0%	12	2	16.7%	11	3	27.3%	13	0	0.0%	11	4	36.4%	10	0	0.0%	8	0	0.0%	6	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蔵王町	3	0	0.0%	3	0	0.0%				9	1	11.1%	3	0	0.0%	1	5	29.0%	8	0	0.0%	1	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
七ヶ瀬町	1	1	100.0%										4	0	0.0%	4	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大河原町	4	1	25.0%	8	0	0.0%	7	3	42.9%	2	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
鶴田町	3	0	0.0%	0	0	0.0%	9	1	11.1%	5	0	0.0%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	4	0	0.0%	1	2	20.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
村田町	3	0	0.0%	11	0	0.0%	12	1	8.3%	8	0	0.0%	8	2	25.0%	4	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
川崎町	3	0	0.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	11	0	0.0%	7	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
丸森町	12	7	58.3%	12	9	75.0%	12	9	75.0%	12	2	16.7%	11	5	45.5%	11	4	36.4%	8	0	0.0%	9	1	12.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
仙臺市	3	1	33.3%	2	0	0.0%	7	0	0.0%	6	1	16.7%	8	0	0.0%	3	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
名取市							2	1	50.0%	3	0	0.0%	4	1	25.0%	3	1	33.3%	1	1	100.0%	2	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東根市							1	1	100.0%	3	0	0.0%	6	1	16.7%	6	0	0.0%	7	0	0.0%	5	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東郷町	1	0	0.0%	2	1	50.0%	7	2	28.6%	8	1	12.5%	8	3	37.5%	7	1	14.3%	7	0	0.0%	4	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
山元町	5	3	60.0%	6	4	66.7%	8	7	87.5%	11	2	18.2%	8	1	12.5%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	4	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大和町	6	0	0.0%	5	1	20.0%	12	3	25.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	4	1	25.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大崎町										5	2	40.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	8	0	0.0%	8	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
色麻町										1	0	0.0%							6	0	0.0%	7	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加美町							1	1	100.0%	1	1	100.0%				1	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
栗原市				2	2	100.0%	7	7	100.0%	4	1	25.0%	6	4	66.7%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大蔵村																			1	0	0.0%	1	0	0.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
小計	63	16	25.4%	85	24	28.2%	100	48	48.0%	108	11	10.2%	88	23	26.1%	103	12	11.7%	48	0	0.0%	78	2	2.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 広域連携</p> <p>本県を含む東北地方は積雪が多くイノシシの生息に適さない地域とされてきたが、本県でも生息域が北上する形で拡大を続けていることから、情報交換など隣県との連携を促進し、更なる生息域の拡大阻止を図る。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、情報交換を行い、隣接県と情報を共有していく。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>(2) 調査研究</p> <p>イノシシは、今のところ生息動向の把握が困難であり、生態学的な知見も少ないなど、本県の特定鳥獣管理計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため特定鳥獣管理計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>捕獲頭数、被害発生状況等について、モニタリング調査を実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の修正を行う。</p> <p>① 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として「イノシシ捕獲調書(狩猟用)」を配布し、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。</p> <p>② 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲情報を把握するため、市町村、有害鳥獣捕獲隊等の協力を得て、「イノシシ捕獲調書(有害用)」により、メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報等を収集し、目撃効率や捕獲効率の変化を把握するとともに、必要に応じ遺伝子解析用サンプルの採取を行う。</p> <p>③ 農作物被害状況の把握</p> <p>計画目標の評価の指標となる農作物の被害状況については、市町村、農協等の協力を得て、被害農作物、被害面積、被害量及び被害金額について、複数の方法を組み合わせて把握に努める。</p> <p>④ 生息状況</p> <p>国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し生息数等の調査を継続的に行い、イノシシの生息状況の把握に努める。</p>	<p>① 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 27 年度から狩猟登録者を対象に、狩猟者登録証返納と同時に出猟カレンダーを回収し、銃猟目撃効率、銃猟捕獲効率やわな猟捕獲効率等の解析を行った。</p> <p>② 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 29 年度以降、四半期毎に市町村から有害鳥獣捕獲頭数の聞き取り調査を実施し、イノシシ捕獲状況の迅速な把握に努めた。</p> <p>しかしながら、有害鳥獣捕獲に関する出猟カレンダーの回収及び捕獲効率・目撃効率等の把握までには至っていない。</p> <p>また、現計画期間中には遺伝子解析は実施しなかった。</p> <p>③ 被害状況の把握</p> <p>農業被害状況について、毎年度、関係市町村から被害作物、被害量、被害金額の集計を実施し、被害状況の把握を行った。</p> <p>④ 生息状況</p> <p>環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、平成 30 年度以降、出猟カレンダーから得られたデータ等を基にして階層ベイズ法による県内イノシシ生息数の推定を行った。</p> <p>また、令和元年度からニホンジカ糞塊ルート上(県内 31 ルート)でイノシシの痕跡調査を実施し、糞や掘り返し跡などデータ収集を行った。</p> <p>そのほか、令和 3 年度には農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、県内 3 箇所計 63 台のセンサーカメラを設置して REST モデルによる県内のイノシシ生息数推定を行っている。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、各種データの収集・蓄積を行い、計画の進行状況を適切に検討・評価する。</p> <p>狩猟における出猟カレンダーについては記載に不備が多いことから、より正確な情報を収集できるような様式について検討を行う。</p> <p>また、イノシシの捕獲の大半を占める有害鳥獣捕獲において出猟カレンダーのデータが無いことから、協力が得られる市町村を対象に、出猟カレンダーの提供について検討を行う。</p>
<p>(3) 計画の検証</p> <p>イノシシの管理を適切に行うため、前述の調査研究内容や県及び市町村が実施する管理事業等について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同イノシシ部会において検討・評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。</p>	<p>評価委員会及びイノシシ部会において検討・評価を行い、見直しを実施した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、評価委員会及びイノシシ部会において検討・評価を行い、見直しを行う。</p>
<p>(4) 計画の推進体制</p> <p>本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備を図り、地域の主体的な取組みを推進する体制を整備する。また、県及び各市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の共有化を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。</p>	<p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おって、環境部局と農政部局と連携してイノシシ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術の周知・普及を図った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、関係機関と継続して協力していく体制整備を図る。</p>

第二期宮城県ニホンジカ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																										
<p>名称 第二期宮城県ニホンジカ管理計画</p>		<p>第三期宮城県ニホンジカ管理計画</p>																																																																																										
<p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>																																																																																										
<p>計画対象区域 全県を対象とする。ただし、金華山を除く。 原住地域＝牡鹿半島（下図⑤） 拡大地域A＝牡鹿半島周辺部（下図④） 拡大地域B＝気仙沼市北部（下図①） 侵出抑制地域＝登米市・南三陸町・気仙沼市南部（下図②, ③） 警戒地域＝石巻市，女川町，気仙沼市，南三陸町及び登米市以外の市町村</p> 	<p>捕獲圧の強化等により生息域の拡大防止に努めてきたが、現計画の侵出抑制地域である南三陸町や登米市東部ではニホンジカが定着している状況にある。 また、県内陸北部の大崎市や栗原市でも目撃情報があるほか、ここ数年は捕獲されることもあり、これらの地域におけるニホンジカの侵出・定着が危惧される。</p>	<p>●現在の生息状況に合わせて地域を変更する（原則として市町村境を境界とする。） 全県を対象とする。ただし、金華山を除く。 原住地域＝牡鹿半島（前期計画⑤と同じ） 拡大地域A＝石巻市・女川町（原住地域を除く） 拡大地域B＝気仙沼市・南三陸町・登米市（北上川より東部） 侵出抑制地域＝登米市（北上川より西部）・栗原市・大崎市 警戒地域＝上記地域以外の地域</p> 																																																																																										
<p>管理の目標 (1) 目標の設定 ・原住地域： 当面の目標は生息密度10頭/km²以下，生息数1,000頭以下を目指す ・拡大地域A： 原住地域からの侵出を抑制，生息密度10頭/km²以下を目指す ・拡大地域B： 他県からの侵出を抑制，3～5頭/km²以下を目指す ・侵出抑制地域： 生息密度1～2頭/km²以下を目指す ・警戒地域： 生息密度1頭/km²以下を目指す</p>	<p>○ 階層ベイズ法による個体数推定 令和元年度末の推定個体数の中央値 11,693 頭 (95%信頼区間: 5,782~25,059)</p> <table border="1" data-bbox="994 1134 1602 1512"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2.5%点</th> <th>25%点</th> <th>50%点</th> <th>75%点</th> <th>97.5%点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2010</td><td>3,563</td><td>5,488</td><td>7,352</td><td>10,441</td><td>22,350</td></tr> <tr><td>2011</td><td>3,811</td><td>5,866</td><td>7,812</td><td>10,896</td><td>22,059</td></tr> <tr><td>2012</td><td>4,093</td><td>6,301</td><td>8,312</td><td>11,434</td><td>22,062</td></tr> <tr><td>2013</td><td>4,579</td><td>6,949</td><td>9,025</td><td>12,161</td><td>22,256</td></tr> <tr><td>2014</td><td>5,436</td><td>7,959</td><td>10,099</td><td>13,201</td><td>22,952</td></tr> <tr><td>2015</td><td>6,025</td><td>8,638</td><td>10,787</td><td>13,814</td><td>23,318</td></tr> <tr><td>2016</td><td>6,679</td><td>9,362</td><td>11,507</td><td>14,503</td><td>23,855</td></tr> <tr><td>2017</td><td>7,016</td><td>9,784</td><td>11,976</td><td>14,937</td><td>24,193</td></tr> <tr><td>2018</td><td>6,768</td><td>9,728</td><td>12,043</td><td>15,141</td><td>24,548</td></tr> <tr><td>2019</td><td>5,782</td><td>9,138</td><td>11,693</td><td>15,074</td><td>25,059</td></tr> </tbody> </table>  <p>○警戒地域を除く地域の推定生息密度（令和元年度末時点）</p> <table border="1" data-bbox="1083 1638 1929 1995"> <thead> <tr> <th>管理計画区域</th> <th>推定個体数 中央値(頭)</th> <th>森林面積 (km²)</th> <th>生息密度 (頭/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>拡大区域B</td><td>1,413</td><td>112.32</td><td>12.58</td></tr> <tr><td>侵出抑制区域</td><td>2,691</td><td>523.76</td><td>5.14</td></tr> <tr><td>拡大区域A</td><td>5,118</td><td>171.54</td><td>29.84</td></tr> <tr><td>原住区域</td><td>2,309</td><td>94.94</td><td>24.32</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,532</td><td>902.56</td><td>12.78</td></tr> </tbody> </table>	年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点	2010	3,563	5,488	7,352	10,441	22,350	2011	3,811	5,866	7,812	10,896	22,059	2012	4,093	6,301	8,312	11,434	22,062	2013	4,579	6,949	9,025	12,161	22,256	2014	5,436	7,959	10,099	13,201	22,952	2015	6,025	8,638	10,787	13,814	23,318	2016	6,679	9,362	11,507	14,503	23,855	2017	7,016	9,784	11,976	14,937	24,193	2018	6,768	9,728	12,043	15,141	24,548	2019	5,782	9,138	11,693	15,074	25,059	管理計画区域	推定個体数 中央値(頭)	森林面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)	拡大区域B	1,413	112.32	12.58	侵出抑制区域	2,691	523.76	5.14	拡大区域A	5,118	171.54	29.84	原住区域	2,309	94.94	24.32	合計	11,532	902.56	12.78	<p>●現計画の管理目標を引き続き管理目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原住地域： 当面の目標は生息密度10頭/km²以下，生息数1,000頭以下を目指す ・拡大地域A： 原住地域からの侵出を抑制，生息密度10頭/km²以下を目指す ・拡大地域B： 他県からの侵出を抑制，3～5頭/km²以下を目指す ・侵出抑制地域： 生息密度1～2頭/km²以下を目指す ・警戒地域： 生息密度1頭/km²以下を目指す
年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点																																																																																							
2010	3,563	5,488	7,352	10,441	22,350																																																																																							
2011	3,811	5,866	7,812	10,896	22,059																																																																																							
2012	4,093	6,301	8,312	11,434	22,062																																																																																							
2013	4,579	6,949	9,025	12,161	22,256																																																																																							
2014	5,436	7,959	10,099	13,201	22,952																																																																																							
2015	6,025	8,638	10,787	13,814	23,318																																																																																							
2016	6,679	9,362	11,507	14,503	23,855																																																																																							
2017	7,016	9,784	11,976	14,937	24,193																																																																																							
2018	6,768	9,728	12,043	15,141	24,548																																																																																							
2019	5,782	9,138	11,693	15,074	25,059																																																																																							
管理計画区域	推定個体数 中央値(頭)	森林面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)																																																																																									
拡大区域B	1,413	112.32	12.58																																																																																									
侵出抑制区域	2,691	523.76	5.14																																																																																									
拡大区域A	5,118	171.54	29.84																																																																																									
原住区域	2,309	94.94	24.32																																																																																									
合計	11,532	902.56	12.78																																																																																									

現計画	達成状況	新計画(案)																																																																																																
<p>(2) 目標を達成するための方策</p> <p>① 捕獲目標の設定</p> <p>年間の捕獲目標を牡鹿半島及びその周辺部では1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上とする。</p> <p>なお、捕獲目標は生息密度調査結果やベイズ法等による暫定的に算出したものであることから、生息数調査の都度、捕獲目標を見直すこととする。</p>	<p>牡鹿半島及びその周辺部(東部管内)の捕獲頭数は平成30年度以降、気仙沼地域については現計画以前から捕獲目標を上回っている。</p> <p>捕獲実績(狩猟を除く)</p> <table border="1" data-bbox="1086 310 1952 672"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石巻市</td><td>521</td><td>501</td><td>802</td><td>1,286</td><td>1,563</td><td>1,663</td><td>2,820</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>147</td><td>151</td><td>210</td><td>253</td><td>378</td><td>338</td><td>554</td></tr> <tr><td>東部管内計</td><td>669</td><td>652</td><td>1,012</td><td>1,540</td><td>1,941</td><td>2,001</td><td>3,375</td></tr> <tr><td>気仙沼市</td><td>322</td><td>654</td><td>632</td><td>711</td><td>691</td><td>1,015</td><td>1,076</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>38</td><td>88</td><td>124</td></tr> <tr><td>気仙沼管内計</td><td>325</td><td>654</td><td>637</td><td>716</td><td>729</td><td>1,103</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>登米市</td><td>8</td><td>7</td><td>15</td><td>36</td><td>55</td><td>42</td><td>81</td></tr> <tr><td>登米管内計</td><td>8</td><td>7</td><td>15</td><td>36</td><td>55</td><td>42</td><td>81</td></tr> <tr><td>その他市町村</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>13</td><td>21</td><td>51</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,002</td><td>1,313</td><td>1,664</td><td>2,293</td><td>2,738</td><td>3,167</td><td>4,707</td></tr> </tbody> </table>	市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)	石巻市	521	501	802	1,286	1,563	1,663	2,820	東松島市	1			1			1	女川町	147	151	210	253	378	338	554	東部管内計	669	652	1,012	1,540	1,941	2,001	3,375	気仙沼市	322	654	632	711	691	1,015	1,076	南三陸町	3	0	5	5	38	88	124	気仙沼管内計	325	654	637	716	729	1,103	1,200	登米市	8	7	15	36	55	42	81	登米管内計	8	7	15	36	55	42	81	その他市町村	0	0	0	1	13	21	51	合計	1,002	1,313	1,664	2,293	2,738	3,167	4,707	<p>●捕獲目標は毎年度作成する実施計画で作成</p> <p>現計画においては、5年間の計画期間の間に、捕獲目標に対する実際の捕獲数や推定生息数の乖離が大きくなった。</p> <p>現計画における捕獲目標は、計画策定時の階層ベイズ法に基づく推定生息数から算出されたものであり、毎年度実施する生息状況等調査等のモニタリング調査の都度、捕獲目標を見直すことが重要である。</p> <p>このことから、管理計画本文には具体的な捕獲目標は記載せず、毎年度作成する実施計画において、管理目標を達成するために必要な当該年度の捕獲目標を記載することとする。</p>
市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																											
石巻市	521	501	802	1,286	1,563	1,663	2,820																																																																																											
東松島市	1			1			1																																																																																											
女川町	147	151	210	253	378	338	554																																																																																											
東部管内計	669	652	1,012	1,540	1,941	2,001	3,375																																																																																											
気仙沼市	322	654	632	711	691	1,015	1,076																																																																																											
南三陸町	3	0	5	5	38	88	124																																																																																											
気仙沼管内計	325	654	637	716	729	1,103	1,200																																																																																											
登米市	8	7	15	36	55	42	81																																																																																											
登米管内計	8	7	15	36	55	42	81																																																																																											
その他市町村	0	0	0	1	13	21	51																																																																																											
合計	1,002	1,313	1,664	2,293	2,738	3,167	4,707																																																																																											
<p>② 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、警戒地域以外のシカの狩猟期間を11月15日から3月15日までとする。</p> <p>なお、当該区域は積雪が少なく2月中旬以降、山野等での人の活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。</p>	<p>2月15日までとなっている狩猟期間を平成20年度から2月末日までに延長し、平成25年度から3月15日まで延長している。狩猟期間の延長を行った結果、狩猟全体に占める割合は20~30%程度であり、捕獲圧強化に一定の効果があると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="1101 865 1941 1339"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>狩猟捕獲数 (①=②+③)</th> <th>通常期間捕獲数 (②)</th> <th>延長期間捕獲数 (③)</th> <th>延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>612</td><td>519</td><td>93</td><td>15.2%</td></tr> <tr><td>H21</td><td>927</td><td>790</td><td>137</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>H22</td><td>738</td><td>589</td><td>149</td><td>20.2%</td></tr> <tr><td>H23</td><td>760</td><td>541</td><td>219</td><td>28.8%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>616</td><td>512</td><td>104</td><td>16.9%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>651</td><td>396</td><td>255</td><td>39.2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>759</td><td>537</td><td>222</td><td>29.2%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>532</td><td>357</td><td>175</td><td>32.9%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>599</td><td>399</td><td>200</td><td>33.4%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>554</td><td>384</td><td>170</td><td>30.7%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>517</td><td>395</td><td>122</td><td>23.6%</td></tr> <tr><td>R1</td><td>384</td><td>238</td><td>146</td><td>38.0%</td></tr> <tr><td>R2(速報値)</td><td>404</td><td>298</td><td>106</td><td>26.2%</td></tr> </tbody> </table>	年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	通常期間捕獲数 (②)	延長期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)	H20	612	519	93	15.2%	H21	927	790	137	14.8%	H22	738	589	149	20.2%	H23	760	541	219	28.8%	H24	616	512	104	16.9%	H25	651	396	255	39.2%	H26	759	537	222	29.2%	H27	532	357	175	32.9%	H28	599	399	200	33.4%	H29	554	384	170	30.7%	H30	517	395	122	23.6%	R1	384	238	146	38.0%	R2(速報値)	404	298	106	26.2%	<p>●継続もしくは拡充</p> <p>基本的には現計画と同様の狩猟期間延長措置を継続することとするが、関係機関の意見も聴取した上で、狩猟期間の前倒し(11月1日から)もしくは更なる延長(3月31日まで)も検討する。</p>																										
年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	通常期間捕獲数 (②)	延長期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)																																																																																														
H20	612	519	93	15.2%																																																																																														
H21	927	790	137	14.8%																																																																																														
H22	738	589	149	20.2%																																																																																														
H23	760	541	219	28.8%																																																																																														
H24	616	512	104	16.9%																																																																																														
H25	651	396	255	39.2%																																																																																														
H26	759	537	222	29.2%																																																																																														
H27	532	357	175	32.9%																																																																																														
H28	599	399	200	33.4%																																																																																														
H29	554	384	170	30.7%																																																																																														
H30	517	395	122	23.6%																																																																																														
R1	384	238	146	38.0%																																																																																														
R2(速報値)	404	298	106	26.2%																																																																																														
<p>③ 狩猟頭数制限の緩和</p> <p>メスの捕獲を推進するため、狩猟による捕獲頭数制限は、残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数を無制限とする(ただし、オスについては、1日1頭まで(わな猟については無制限)とする。)</p>	<p>平成29年度に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則が改正され、ニホンジカの捕獲頭数制限が解除された。</p>	<p>●文言削除(施行規則改正のため)</p>																																																																																																
<p>④ 特例休猟区の活用</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>	<p>県内の休猟区は下記のとおり設定されていたが、現在、指定されている区域はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○真野・黒森山休猟区 2,650ha (H22.11.1~H24.10.31) ○太田・飯野休猟区 2,468ha (H23.11.1~H25.10.31) 	<p>●継続</p> <p>平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定するものとする。</p>																																																																																																
<p>⑤ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用</p> <p>県内で指定されている鳥獣保護区のうち、ニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、ニホンジカの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。</p>	<p>計画中に指定変更した地域はない。</p>	<p>●継続</p> <p>令和3年8月時点では、新計画期間中の指定変更の予定はないが、市町村等からの要望があれば、必要に応じて狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定変更を行う。</p>																																																																																																

現計画	達成状況	新計画(案)																																																																																																																																										
<p>⑥ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進</p> <p>「原住区域」、「拡大区域A」、「拡大区域B」及び「侵出抑制区域」においては、狩猟のみではなく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに、必要に応じて、県が鳥獣の数の調整の目的での捕獲を行う。また、「警戒区域」においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下「予察」という。)についても、予察による被害防止の目的での捕獲許可を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p>	<p>県内のニホンジカの捕獲は、長らく狩猟が主な捕獲方法であったが、平成21年度以降は狩猟による捕獲数が減少し、平成26年度以降、許可捕獲(有害・個体数調整)による捕獲数が狩猟を上回っている。</p> <table border="1" data-bbox="997 317 2006 657"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(連報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">狩猟</td> <td>オス</td> <td>341</td> <td>266</td> <td>300</td> <td>352</td> <td>282</td> <td>254</td> <td>279</td> <td>214</td> <td>164</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>430</td> <td>343</td> <td>348</td> <td>397</td> <td>248</td> <td>344</td> <td>275</td> <td>214</td> <td>209</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>49</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>89</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有害</td> <td>オス</td> <td>369</td> <td>241</td> <td>178</td> <td>451</td> <td>491</td> <td>725</td> <td>1,018</td> <td>1,148</td> <td>1,040</td> <td>1,936</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>294</td> <td>295</td> <td>256</td> <td>440</td> <td>691</td> <td>789</td> <td>1,237</td> <td>1,071</td> <td>1,124</td> <td>2,157</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>702</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個体数調整</td> <td>オス</td> <td>32</td> <td>50</td> <td>66</td> <td>61</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>18</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定管理鳥獣捕獲等事業</td> <td>オス</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>87</td> <td>79</td> <td>14</td> <td>276</td> <td>146</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>223</td> <td>155</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,533</td> <td>1,249</td> <td>1,192</td> <td>1,761</td> <td>1,845</td> <td>2,263</td> <td>2,847</td> <td>3,255</td> <td>3,551</td> <td>5,111</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(連報値)	狩猟	オス	341	266	300	352	282	254	279	214	164	173	メス	430	343	348	397	248	344	275	214	209	221	不明	49	7	3	10	2	1	0	89	11	10	有害	オス	369	241	178	451	491	725	1,018	1,148	1,040	1,936	メス	294	295	256	440	691	789	1,237	1,071	1,124	2,157	不明	0	0	0	0	0	0	9	20	702	3	個体数調整	オス	32	50	66	61	0	0	0	0	0	0	メス	18	47	41	50	0	0	0	0	0	0	指定管理鳥獣捕獲等事業	オス	0	0	0	0	87	79	14	276	146	353	メス	0	0	0	0	44	71	15	223	155	258	合計		1,533	1,249	1,192	1,761	1,845	2,263	2,847	3,255	3,551	5,111	<p>●継続</p> <p>原住地域・拡大地域A及びB・侵出抑制地域においては、狩猟のみではなく、市町村による有害鳥獣捕獲や個体数調整を積極的に実施していくとともに、必要に応じて、県が鳥獣の数の調整の目的での捕獲を行う。</p> <p>また、警戒区域においては、実際に生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下、「予察」という。)についても、予察による被害防止の目的での捕獲許可を行い、頭数が増える前の早期捕獲に努めるものとする。</p>
区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(連報値)																																																																																																																																	
狩猟	オス	341	266	300	352	282	254	279	214	164	173																																																																																																																																	
	メス	430	343	348	397	248	344	275	214	209	221																																																																																																																																	
	不明	49	7	3	10	2	1	0	89	11	10																																																																																																																																	
有害	オス	369	241	178	451	491	725	1,018	1,148	1,040	1,936																																																																																																																																	
	メス	294	295	256	440	691	789	1,237	1,071	1,124	2,157																																																																																																																																	
	不明	0	0	0	0	0	0	9	20	702	3																																																																																																																																	
個体数調整	オス	32	50	66	61	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																	
	メス	18	47	41	50	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																	
指定管理鳥獣捕獲等事業	オス	0	0	0	0	87	79	14	276	146	353																																																																																																																																	
	メス	0	0	0	0	44	71	15	223	155	258																																																																																																																																	
合計		1,533	1,249	1,192	1,761	1,845	2,263	2,847	3,255	3,551	5,111																																																																																																																																	
<p>⑦ 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。また、個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p> <p>さらに、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等を実施し、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>	<p>○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施</p> <p>平成29年度及び平成30年度：4日間7会場で実施 令和元年度から令和3年度まで：5日間8会場で実施</p> <p>○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施 H29：柴田町，H30：丸森町，R1：栗原市，R2：大崎市，R3：大崎市</p> <p>○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和2年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。</p> <p>○狩猟免許の取得や更新経費への支援(有害鳥獣担い手支援事業)</p> <p>一般社団法人宮城県猟友会(新たに猟友会会員となった者及び猟友会会員)に対して狩猟免許の取得等に係る経費の一部や猟友会費を補助し、地域における有害鳥獣捕獲隊員の確保を支援した。</p> <table border="1" data-bbox="997 1335 2006 1476"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規会員</td> <td>107人</td> <td>115人</td> <td>138人</td> <td>121人</td> </tr> <tr> <td>継続会員</td> <td>873人</td> <td>927人</td> <td>967人</td> <td>1,057人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○市町村有害鳥獣捕獲担い手育成補助事業</p> <p>市町村職員が、当該市町村等が行う有害鳥獣捕獲等に従事することを前提に、当該職員の狩猟免許の取得等に係る経費の一部を補助 (H30年度に3町，R1年度に1町に補助)</p> <p>狩猟免許所持者数の推移</p> 		H29	H30	R1	R2	新規会員	107人	115人	138人	121人	継続会員	873人	927人	967人	1,057人	<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等の実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>																																																																																																																											
	H29	H30	R1	R2																																																																																																																																								
新規会員	107人	115人	138人	121人																																																																																																																																								
継続会員	873人	927人	967人	1,057人																																																																																																																																								

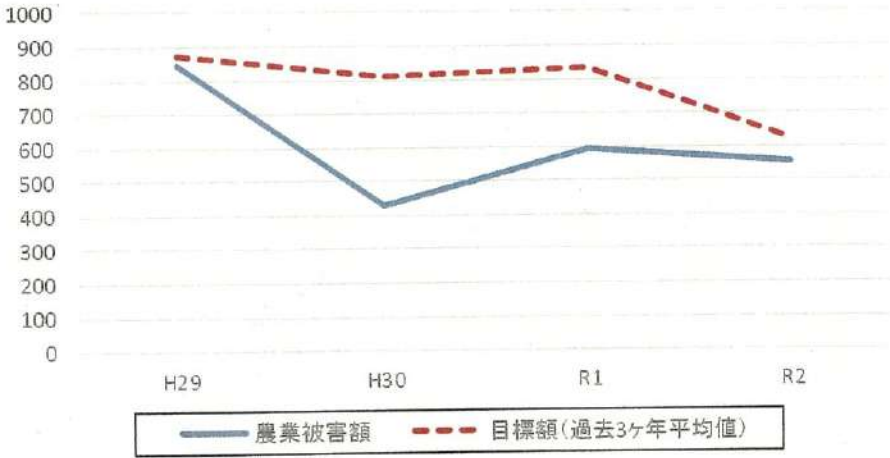
現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																		
<p>⑧ 捕獲技術向上と普及</p> <p>牡鹿半島地域におけるシカの捕獲は銃猟によるものが主流であるが、わなによる捕獲を主に行っている地域もあり、猟法の如何を問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である。</p> <p>また、捕獲が進んだ場合の個体の警戒心が高まることを想定し、複数の捕獲手法を確保するため、先進的な捕獲手法を含めて猟法の如何を問わず捕獲技術の向上に努め、捕獲を推進していくことが重要である。</p>	<p>ここ数年、わな猟によるニホンジカ捕獲数が急増している一方で、特にくくりわなに起因するカモシカやツキノワグマの錯誤捕獲が発生している。</p>	<p>●拡充</p> <p>ニホンジカをより効率的に捕獲するための先進的な手法の普及のほか、錯誤捕獲の予防や錯誤捕獲が生じた場合の対応に関する技術研修会の開催などを通じ、捕獲技術の向上を図る。</p>																																																																																																		
<p>(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>ニホンジカによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるニホンジカの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>	<p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲数は年々増加している。</p> <table border="1" data-bbox="1012 600 1590 804"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指定管理 鳥獣捕獲等 事業</td> <td>オス</td> <td>87</td> <td>79</td> <td>14</td> <td>276</td> <td>146</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>メス</td> <td>44</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>223</td> <td>155</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>150</td> <td>29</td> <td>499</td> <td>301</td> <td>611</td> </tr> </tbody> </table>  <p>令和 3 年度実施予定市町村 (8 市町)</p>			H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	指定管理 鳥獣捕獲等 事業	オス	87	79	14	276	146	353	メス	44	71	15	223	155	258	合計	131	150	29	499	301	611	<p>●継続</p> <p>引き続き、事業実施について了承を得られた市町村を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p>																																																																				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)																																																																																													
指定管理 鳥獣捕獲等 事業	オス	87	79	14	276	146	353																																																																																													
	メス	44	71	15	223	155	258																																																																																													
	合計	131	150	29	499	301	611																																																																																													
<p>7 被害防除対策</p> <p>ニホンジカによる被害を軽減させるためには、捕獲圧を高め捕獲頭数を増やすだけでは課題を解決できず、エサ場や隠れ場となる耕作地・林地への侵入を防ぐ対策も重要である。</p> <p>このため、鳥獣部門と農林業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、ニホンジカの生態に則した効果的な被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく鳥獣被害防止総合対策事業の活用により、集落や地区といったより大きな単位での計画的な電気柵等の防護柵の設置を推進する。</p> <p>農業については、普及指導員が地域ごとの鳥獣被害対策を支援するため、ニホンジカの生理生態や被害防止対策についての知識習得・向上を図り、情報の提供や助言を行う。また、車両との衝突事故は、道路周辺の平地や法面での採食・繁殖行動に起因していると考えられることから、併せて土木部門が所管する道路環境管理作業(除草作業等)の適正実施時期等を引き続き実施していくこととする。</p>	<p>平成 25 年度以降、ニホンジカによる農業被害額は 1,500 万円から 2,000 万円程度の間を推移しており、被害額の減少には至っていない。</p> <p>県内のニホンジカ農業被害金額(平成5年度以降)</p> <p>(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1045 2027 1297"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>559</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>161</td> <td>400</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>1,210</td> <td>897</td> <td>800</td> <td>188</td> <td>1,665</td> <td>1,669</td> <td>1,688</td> <td>-</td> <td>162</td> <td>1,019</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>1,464</td> <td>1,846</td> <td>1,560</td> <td>1,346</td> <td>1,541</td> <td>1,394</td> <td>2,333</td> <td>1,702</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>森林被害は年度による変動が大きいですが、多い年は数千万円の被害が発生している。</p> <p>県内の森林被害額</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1478 2027 1612"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害額</td> <td>2,169</td> <td>1,138</td> <td>540</td> <td>0</td> <td>598</td> <td>65</td> <td>408</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> <tr> <td>被害額</td> <td>0</td> <td>1,324</td> <td>1,098</td> <td>3,912</td> <td>405</td> <td>3,916</td> <td>5,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、わな購入や電気柵の設置に対して補助を行ったほか、モデル集落での被害防止対策に関する勉強会の開催や被害対策に係る研修会を開催した。</p> <p>そのほか、県農業部局では各普及センターに地域的な鳥獣害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣被害対策の普及・指導に努め、土木部局では雑草が繁茂する 6 月から 8 月中旬までの期間、毎年度路肩部分の除草を行った。</p>	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	被害金額	150	50	0	559	100	0	40	161	400	1,170	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	被害金額	1,210	897	800	188	1,665	1,669	1,688	-	162	1,019	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			被害金額	1,464	1,846	1,560	1,346	1,541	1,394	2,333	1,702			年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	被害額	2,169	1,138	540	0	598	65	408	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	被害額	0	1,324	1,098	3,912	405	3,916	5,862	<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県独自の課税であるみやぎ環境活用事業も図りながら、引き続き被害防除のための施策を推進していく。</p> <p>また、土木部門が所管する道路環境管理作業(除草作業等)等についても、引き続き適正な時期に実施していく。</p>
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14																																																																																										
被害金額	150	50	0	559	100	0	40	161	400	1,170																																																																																										
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																																										
被害金額	1,210	897	800	188	1,665	1,669	1,688	-	162	1,019																																																																																										
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																												
被害金額	1,464	1,846	1,560	1,346	1,541	1,394	2,333	1,702																																																																																												
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																													
被害額	2,169	1,138	540	0	598	65	408																																																																																													
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																													
被害額	0	1,324	1,098	3,912	405	3,916	5,862																																																																																													

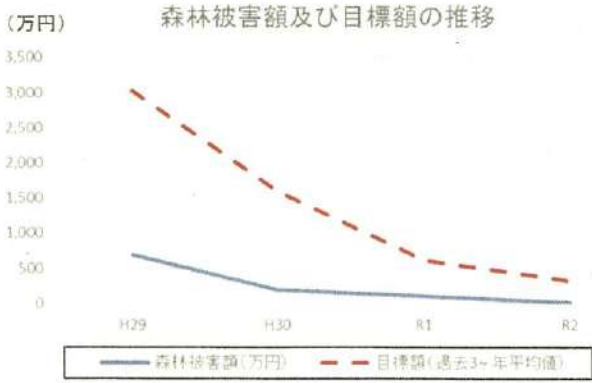
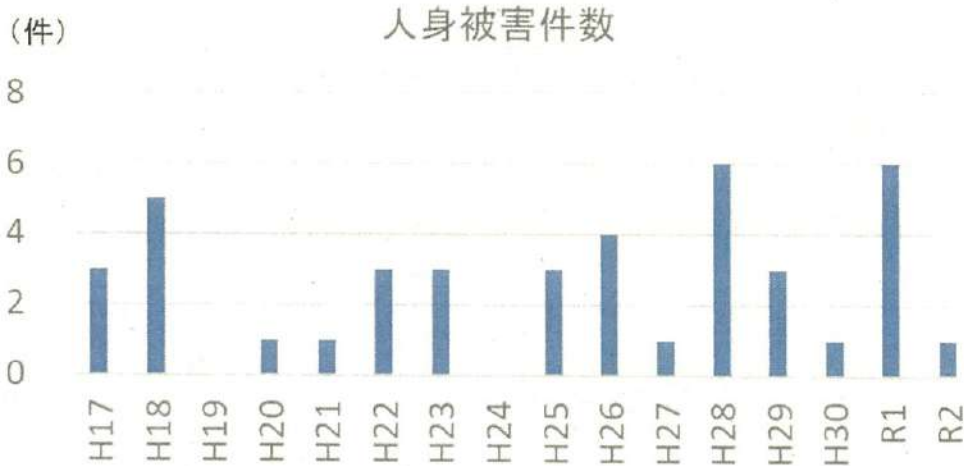
現計画	達成状況	新計画(案)																																																																																																																																																											
<p>8 生息地の適正管理</p> <p>耕作放棄地や伐採・風倒木地は草本類が繁茂しニホンジカに豊富な食糧を提供し、その結果、妊娠率の向上や死亡率の低下による個体数の増加を招いていることから、被害地とは認識されていない耕作放棄地等を適切に管理する必要がある。現在のところ本県では鳥獣被害軽減の視点に立った取組はまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、これら耕作放棄地等の管理や利用方法について多方面から検討を行うこととする。また、森林の皆伐跡地はニホンジカの格好のエサ場となるため、大面積の皆伐を希望する森林所有者に対して、間伐又は段階的な小面積皆伐を働き掛けるものとする。</p>	<p>計画対象区域の市町村が毎年度作成する実施計画や、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を通じて市町村の取り組み状況を把握するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金による補助など、支援策の調整に努めた。</p> <p>また、林業部局においては補助金等を活用して防鹿柵の設置や忌避剤の塗布を支援し、シカ被害に対応した森林の再生林を進めた。</p>	<p>●継続</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金や宮城県の独自課税であるみやぎ環境税事業等の活用も図りながら、引き続き生息地管理のための施策を推進していく。</p>																																																																																																																																																											
<p>9 資源活用及び残渣の適正処理</p> <p>ニホンジカは、農林業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、また、資源価値の高い生き物でもある。</p> <p>一方、本県では一部においてニホンジカを資源とした活用事例はあるものの、捕獲者による自家消費や埋設処理が中心となっている。</p> <p>現在、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、野生鳥獣肉に対する放射性物質の影響が出ているが、モニタリング調査を継続的に実施しながら、有効に活用することを検討していくものとする。また、捕獲したニホンジカの残さについては林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。</p> <p>なお、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や猟友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について検討するものとする。</p>	<p>平成 29 年度に県内の複数市町村で基準値を超える検体が検出されたことから、シカ肉については県内全域で出荷制限指示が出されているところであるが、県内 3 施設については全頭検査を前提として出荷が認められている（これまでに基準値を超過した例はない。）。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカから検体を採取し、モニタリング調査を継続的に実施している。令和元年度以降、基準値を超過した例はない。</p> <table border="1" data-bbox="997 898 2021 1209"> <caption>野生鳥獣の内の放射性物質検査結果（モニタリング調査分）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">鳥獣名</th> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="3">平成28年度</th> <th colspan="3">平成29年度</th> <th colspan="3">平成30年度</th> <th colspan="3">令和元年度</th> <th colspan="3">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>率</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>率</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>率</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>率</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ニホンジカ</td> <td>栗原市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>↑</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> <td>→</td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>豊米市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>44.4%</td> <td>↓</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>25.0%</td> <td>↓</td> <td>2</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>↑</td> <td>4</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> <td>8</td> <td></td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>19.0%</td> <td>↓</td> <td>28</td> <td>4</td> <td>14.3%</td> <td>↓</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>↓</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>↓</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>有害捕獲等における残渣は、市町有地などに埋設場所を確保し、適切に処理しているが、捕獲数が増加している現状を鑑み、処理施設の設置について検討している市町村もある。</p>	鳥獣名	市町村名	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	ニホンジカ	栗原市				1	1	100.0%	↑	1	1	100.0%	→	1		0.0%	→	1		0.0%	→	石巻市	3	0	0.0%	→	3	0	0.0%	→								1		0.0%	→	女川町	9	0	0.0%	→	12	0	0.0%	→								4		0.0%	→	豊米市									1		0.0%	→				3		0.0%	→	気仙沼市	9	4	44.4%	↓	12	3	25.0%	↓	2		0.0%	↑	4		0.0%	→	8		0.0%	→	小計	21	4	19.0%	↓	28	4	14.3%	↓	4	1	25.0%	↓	5	0	0.0%	↓	17	0	0.0%	→	<p>●継続</p> <p>食肉処理加工施設における全頭検査及びモニタリング調査は継続して実施する。</p> <p>また、解体処理施設、焼却処理施設や減容化処理施設等の設置に関し、活用できる交付金などの支援策について引き続き情報提供を行っていく。</p>
鳥獣名	市町村名			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度																																																																																																																																													
		検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率	検体数	基準値超過	率																																																																																																																																													
ニホンジカ	栗原市				1	1	100.0%	↑	1	1	100.0%	→	1		0.0%	→	1		0.0%	→																																																																																																																																									
	石巻市	3	0	0.0%	→	3	0	0.0%	→								1		0.0%	→																																																																																																																																									
	女川町	9	0	0.0%	→	12	0	0.0%	→								4		0.0%	→																																																																																																																																									
	豊米市									1		0.0%	→				3		0.0%	→																																																																																																																																									
	気仙沼市	9	4	44.4%	↓	12	3	25.0%	↓	2		0.0%	↑	4		0.0%	→	8		0.0%	→																																																																																																																																								
	小計	21	4	19.0%	↓	28	4	14.3%	↓	4	1	25.0%	↓	5	0	0.0%	↓	17	0	0.0%	→																																																																																																																																								
<p>10 その他保護管理のために必要な事項</p> <p>(1) 広域連携</p> <p>本計画の対象となるニホンジカの生息域は県内でも限られた地域であるが、生息域が拡大しているため、県及び関係市町が情報共有・連携を行いながら効率的な捕獲及び被害防除対策を行っていく。また、県北・県南からの侵入が危ぶまれることから、隣接県との情報交換など連携を図っていくものとする。</p>	<p>平成 30 年度及び令和元年度に、東北地方環境事務所が事務局となって「東北地方ニホンジカ勉強会」を開催し、東北各県のニホンジカ生息状況や被害対策について意見交換を行った（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止）。</p> <p>また、令和 2 年度には、東北農政局が主体となって岩手・宮城県境ニホンジカ対策連絡会が開催された（宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市が参加）。</p> <p>令和 3 年度も東北農政局が主体となって、上記 2 市を対象に農地区画情報（筆ポリゴン※）を活用した鳥獣被害対策実証事業を実施している。</p> <p>また、市町村が実施する有害鳥獣捕獲と県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、関係市町村と調整を図り、適切にすみ分けながら捕獲に努めている。</p> <p>（※筆ポリゴン：全国の土地を隙間なく 200 メートル四方（北海道は、400 メートル四方）の区画に区分し、そのうち耕地が存在する約 290 万区画について衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報）</p>	<p>●継続</p> <p>岩手県のほか、県南は福島県からの侵入が危ぶまれることから、東北各県と情報交換を行い、連携・情報共有を図っていく。</p>																																																																																																																																																											

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>(2) 調査研究</p> <p>本計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。</p> <p>生息頭数、捕獲頭数及び被害発生状況等について、モニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>① 生息状況の把握</p> <p>国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し生息頭数等の調査を行うほか、林業技術総合センターと連携し、植生調査や糞塊法調査等を実施し、生息状況の把握に努める。</p> <p>② 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施する。</p> <p>狩猟登録者を対象として「ニホンジカ捕獲調書(狩猟用)」を配布し、捕獲月日、捕獲位置、捕獲方法及び個体情報を収集し、林業技術総合センターと連携して解析並びに今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p> <p>③ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握</p> <p>有害鳥獣捕獲や個体数調整時の捕獲情報を把握するため、市町村及び有害鳥獣捕獲隊の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。</p> <p>「ニホンジカ捕獲調書(有害用)」により、捕獲年月日、捕獲位置、捕獲方法及び個体情報の収集し、林業技術総合センターと連携して解析し、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p> <p>④ 被害状況の把握</p> <p>計画目標の評価の指標となる被害状況については、関係機関の協力の下、被害発生場所、被害作物、被害規模等について定量的な情報の把握に努め、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。</p>	<p>① 生息状況の把握</p> <p>平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して糞塊調査及び区画法調査を継続して実施し、それらの調査結果を基に階層ベイズ法で生息数の推定を行っている。</p> <p>また、林業技術総合センターにおいても糞塊調査や植生調査を実施しているほか、誘引捕獲等、効率的な捕獲方法に関する調査研究を実施している。</p> <p>② 狩猟による捕獲頭数等の把握</p> <p>狩猟登録者を対象に、狩猟者登録証返納と同時に出猟カレンダーを回収し、銃猟目撃効率、銃猟捕獲効率やわな猟捕獲効率等の解析を行った。</p> <p>③ 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握</p> <p>平成 29 年度以降、四半期毎に市町村から有害鳥獣捕獲頭数の聞き取り調査を実施し、ニホンジカ捕獲状況の迅速な把握を行った。</p> <p>④ 被害状況の把握</p> <p>農業被害や林業被害について、毎年度、関係市町村から被害作物、被害量、被害金額の集計を実施し、被害状況の把握を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、各種データの収集・蓄積を行い、計画の進行状況を適切に検討・評価する。</p> <p>狩猟における出猟カレンダーについては記載に不備が多いことから、より正確な情報を収集できるような様式について検討を行う。</p> <p>また、ニホンジカの捕獲の大半を占める有害鳥獣捕獲において出猟カレンダーのデータが無いことから、協力が得られる市町村を対象に、出猟カレンダーの提供について検討を行う。</p>
<p>(3) 計画の検証</p> <p>前述の調査研究の結果を踏まえながら、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同ニホンジカ部会において生息状況や各種取組の進捗・成果の評価・検討を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。</p>	<p>評価委員会及びシカ部会において検討・評価を行い、見直しを実施した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、評価委員会及びシカ部会において検討・評価を行い、見直しを行う。</p>
<p>(4) 計画の推進体制</p> <p>本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の共有化を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。</p>	<p>毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>また、各市町村が作成する鳥獣被害防止計画について、県が作成する特定鳥獣管理計画と整合するよう助言、調整を図った。</p> <p>おって、農政部局と連携してニホンジカ対策に係る研修会等を開催し、被害防除対策や捕獲技術にの周知・普及を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、関係機関と継続して協力していく体制整備を図る。</p>

第三期宮城県ツキノワグマ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

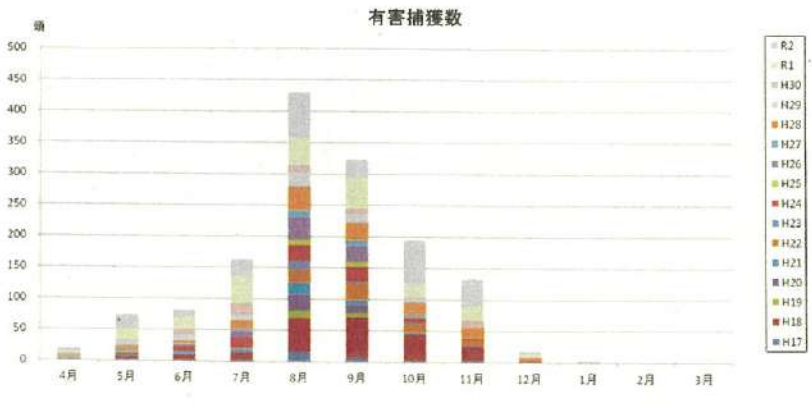
現計画	達成状況	新計画（案）
<p>名称 第三宮城県ツキノワグマ管理計画</p>		<p>第四期宮城県ツキノワグマ管理計画</p>
<p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>
<p>第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域</p> <p>管理が行われるべき区域は、県内全域とする。また、重点区域、警戒区域、観察区域に分けて、各種対策を実施するとともに、重点区域の市町村は、ツキノワグマ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする。</p> <p>なお、山形県及び福島県にまたがる南奥羽地域については、地域個体群単位で生息状況に応じた管理を行って行くことが望ましいことから、これらの県との連携を図った管理の検討を進める。</p> <div data-bbox="516 527 967 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="97 1161 905 1297" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点区域： 農業被害が発生している市町村 警戒区域： 出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村 観察区域： 出没も見られず、農業被害も発生していない市町村</p> </div>		<p>●継続もしくは見直し</p> <p>原則として現計画の区域及び区分を維持することとするが、気仙沼市での農業被害発生や石巻市での目撃情報が認められることから、市町村の意見も聴きながら区域を設定する。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																		
<p>第二種特定鳥獣の管理の目標 個体数管理に関する目標 県内のツキノワグマの生息数は、平成26年度調査結果により、1,669（1,199～2,147）頭と推定されたことから、個体数水準4（安定存続地域個体群）に相当し、この個体数水準の維持を当面の目標とする。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の推定については、適時適切な生息調査を実施するものとし、新たな調査結果が得られた場合は、その調査結果に基づき宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会（以下「ツキノワグマ部会」という。）で検討することとする。</p> <p>なお、次期管理計画に反映させる生息数調査は現計画期間内に実施することとする。</p>	<p>令和2年度に県北部の加美町と県中央部の仙台市でカメラトラップ調査を実施した結果、生息密度は加美で1.27(0.60-2.70)（中央値(95%下限値-上限値)）頭/km²、仙台で1.12(0.75-1.68)頭/km²、全体では1.21(0.53-2.77)頭/km²となった。</p> <p>次に植生やクマの出没状況によって県内に生息域を設定し、宮城県内の生息個体数を推定したところ、全体で中央値3,147頭（95%信頼区間1,618～6,327頭）、気仙沼地域を除いた県西部のみの個体数は中央値3,039頭（95%信頼区間1,528～6,195頭）と推定された。</p> <table border="1" data-bbox="1012 520 2139 926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域</th> <th rowspan="2">生息域面積(km²)</th> <th colspan="3">生息密度(頭/km²)</th> <th colspan="3">個体数(頭)</th> </tr> <tr> <th>中央値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>中央値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>1197.37</td> <td>1.27</td> <td>0.60</td> <td>2.70</td> <td>1,520</td> <td>714</td> <td>3,237</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>578.56</td> <td>1.12</td> <td>0.75</td> <td>1.68</td> <td>647</td> <td>432</td> <td>969</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>718.97</td> <td>1.21</td> <td>0.53</td> <td>2.77</td> <td>872</td> <td>382</td> <td>1,989</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>2494.90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,039</td> <td>1,528</td> <td>6,195</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>347.92</td> <td>0.31</td> <td>0.26</td> <td>0.38</td> <td>108</td> <td>90</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>県内全体</td> <td>2842.82</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,147</td> <td>1,618</td> <td>6,327</td> </tr> </tbody> </table>	区域	生息域面積(km ²)	生息密度(頭/km ²)			個体数(頭)			中央値	下限値	上限値	中央値	下限値	上限値	県北	1197.37	1.27	0.60	2.70	1,520	714	3,237	県央	578.56	1.12	0.75	1.68	647	432	969	県南	718.97	1.21	0.53	2.77	872	382	1,989	県西部	2494.90				3,039	1,528	6,195	気仙沼	347.92	0.31	0.26	0.38	108	90	132	県内全体	2842.82				3,147	1,618	6,327	<p>●継続もしくは変更</p> <p>現計画では1,669頭という個体数水準の維持を目標としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に増加していることが示唆された。</p> <p>国ガイドラインでは個体数水準4（安定存続地域個体群）に該当することから、関係機関とも調整した上で、現計画の管理目標である「個体数水準の維持」を継続するか、捕獲枠を上乘せし「適正個体数への誘導」を図るか検討することとする。</p> <p>なお、過度な捕獲圧強化とならないよう、計画期間中は毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調査結果を計画に反映させることとする。</p>				
区域	生息域面積(km ²)			生息密度(頭/km ²)			個体数(頭)																																																													
		中央値	下限値	上限値	中央値	下限値	上限値																																																													
県北	1197.37	1.27	0.60	2.70	1,520	714	3,237																																																													
県央	578.56	1.12	0.75	1.68	647	432	969																																																													
県南	718.97	1.21	0.53	2.77	872	382	1,989																																																													
県西部	2494.90				3,039	1,528	6,195																																																													
気仙沼	347.92	0.31	0.26	0.38	108	90	132																																																													
県内全体	2842.82				3,147	1,618	6,327																																																													
<p>被害の防除に関する目標 イ 農林水産業等における被害は、毎年度、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。</p>	<p>イ 県内のツキノワグマによる農業被害額は平成28年度に1千万円を超えたもののここ3年間は5百万円前後で推移している。</p> <p>管理目標については、平成29年度から令和2年度までの4年間全て目標額を下回った。</p> <p>県内のツキノワグマ農作物被害金額(平成11年度以降)</p> <p style="text-align: right;">(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="1050 1171 2104 1434"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>7.5</td> <td>1,067.0</td> <td>1,199.9</td> <td>973.9</td> <td>1,346.5</td> <td>708.3</td> <td>349.9</td> <td>2,995.3</td> <td>854.0</td> <td>770.7</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>401.7</td> <td>539.0</td> <td>371.3</td> <td>600.3</td> <td>591.0</td> <td>1,031.8</td> <td>352.8</td> <td>1,231.0</td> <td>841.7</td> <td>429.8</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>591.0</td> <td>553.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(単位:万円) 農業被害額及び目標額の推移</p> 	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	被害金額	7.5	1,067.0	1,199.9	973.9	1,346.5	708.3	349.9	2,995.3	854.0	770.7	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	被害金額	401.7	539.0	371.3	600.3	591.0	1,031.8	352.8	1,231.0	841.7	429.8	年度	R1	R2(速報値)									被害金額	591.0	553.0									<p>イ ●変更</p> <p>ツキノワグマによる農林業被害は年度による変動が大きく、過去数年間の平均値を管理目標とした場合、被害が大きい年度の値に影響されやすい。</p> <p>指標は「被害額」を用いることとし、長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>(例：令和8年度末に、第三期計画期間の4年間(H29～R2)の平均被害額(604万円)から3割減の約420万円まで低減させる。等)</p>
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																										
被害金額	7.5	1,067.0	1,199.9	973.9	1,346.5	708.3	349.9	2,995.3	854.0	770.7																																																										
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																										
被害金額	401.7	539.0	371.3	600.3	591.0	1,031.8	352.8	1,231.0	841.7	429.8																																																										
年度	R1	R2(速報値)																																																																		
被害金額	591.0	553.0																																																																		

現計画	達成状況	新計画(案)																				
<p>ロ 人身被害については、告知看板の増設並びに被害防止対策のための広報資料の作成及び配布を行い、人身被害を発生させないことを目標とする。</p> <p>ハ 必要に応じて関係機関で構成するツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し、被害防止対策の連携を図る。</p>	<p>県内のツキノワグマによる森林被害額は平成26年度の約5千万円をピークに減少傾向にあり、令和2年度の被害額は13万円となっている。</p> <p>管理目標については、平成29年度から令和2年度までの4年間全て目標額を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="988 365 1430 741"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>森林被害額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>438</td></tr> <tr><td>H25</td><td>345</td></tr> <tr><td>H26</td><td>4,981</td></tr> <tr><td>H27</td><td>3,125</td></tr> <tr><td>H28</td><td>965</td></tr> <tr><td>H29</td><td>686</td></tr> <tr><td>H30</td><td>187</td></tr> <tr><td>R1</td><td>94</td></tr> <tr><td>R2</td><td>13</td></tr> </tbody> </table>  <p>ロ 人身被害発生件数は、下グラフのとおり。現計画期間中は毎年度人身被害が発生し、令和元年度は死亡事故が1件発生した。</p>  <p>「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成29年度、令和元年度及び令和2年度に開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行った。</p>	年度	森林被害額(万円)	H24	438	H25	345	H26	4,981	H27	3,125	H28	965	H29	686	H30	187	R1	94	R2	13	<p>ロ ●継続 引き続き、人身被害を発生させないことを目標とする。</p> <p>ハ ●継続 引き続き、必要に応じて会議を開催し、被害防止対策の連携を図る。</p>
年度	森林被害額(万円)																					
H24	438																					
H25	345																					
H26	4,981																					
H27	3,125																					
H28	965																					
H29	686																					
H30	187																					
R1	94																					
R2	13																					

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																																																
<p>生息地の保護及び整備に関する目標</p> <p>地域個体群の維持及び人とツキノワグマとの「すみ分け」を図るため、関係機関と調整しつつ、ツキノワグマの採餌環境である広葉樹林等の多様な森林が各地で健全に生育している状態を目標とする。また、重点区域・警戒区域においては、「ゾーニング管理」による人とツキノワグマのすみ分けを図って行くこととする。実施に際しては、人間活動を優先する地域としての「排除地域」と「防除地域」、ツキノワグマを保護する地域としての「コア生息地」、出没を防止する地域としての「緩衝地帯」のゾーニングを行うこととし、県ではゾーニングごとの管理方針の決定や管理目標の明確化を進めるとともに、具体的なゾーン設定を行う市町村の支援を行う。市町村においては、地域におけるクマ出没情報等を踏まえながら、関係者が協議してゾーンの設定を行うものとする。</p>	<p>本県は森林率（県土に占める森林の割合）が57%となっており、全国平均より10%低いものの、仙台市街地近郊にも豊かな森林や渓谷が広がっていたり、住宅街と森林が隣接していたりする場合が多い。</p> <p>また、奥羽山脈沿いなど広大な森林が広がっている地域でも、集落や人家が点在している。こういった状況から、県としてゾーニング管理は目指したものの、県によるゾーニング管理方針の決定や市町村によるゾーン設定は実現できず、ゾーニング管理を行うことはできなかった。</p>	<p>●変更を検討</p> <p>本県は奥羽山脈沿いの一部地域を除き、クマの生息域と人間の活動区域が近接している場所が多い。</p> <p>現状では、クマが出没した場合の対応については現場の状況に応じてその都度判断し、適切に対処できていることから、ゾーニング管理の推進を継続するかどうか、市町村・関係機関の意見も踏まえながら検討する。</p>																																																																																																																																																
<p>管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p>イ 捕獲上限の設定</p> <p>捕獲数の管理は、計画期間内である平成29年度から平成33年度までの5年間で区切りとして行うこととし、毎年度の捕獲上限割合は推定生息数の中央値の12%（注1）（200頭）を目途とする。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の算定については、生息痕等の確認により実施しているが、全個体を直接把握できないことから誤差が生じやすいため、捕獲上限の設定に当たっては、適時適切な生息調査を実施するものとする。</p>	<p>宮城県の個体数管理は、有害鳥獣捕獲及び狩猟で行っており、数の調整による捕獲は行っていない。</p> <p>有害鳥獣捕獲数は令和元年度と令和2年度に捕獲上限割合である200頭を超過し、現計画期間（H29～R2）の平均有害鳥獣捕獲数は162頭であった。</p> <p>県内のツキノワグマ捕獲数（平成2年度以降）</p> <p style="text-align: right;">（単位：頭）</p> <table border="1" data-bbox="1003 968 2139 1423"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H2</th> <th>H3</th> <th>H4</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害</td> <td>8</td> <td>27</td> <td>57</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>60</td> <td>19</td> <td>30</td> <td>38</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>20</td> <td>34</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>34</td> <td>64</td> <td>25</td> <td>32</td> <td>45</td> <td>33</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>79</td> <td>44</td> <td>28</td> <td>211</td> <td>19</td> <td>46</td> <td>36</td> <td>74</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55</td> <td>66</td> <td>87</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>216</td> <td>23</td> <td>52</td> <td>36</td> <td>77</td> <td>34</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>88</td> <td>22</td> <td>75</td> <td>36</td> <td>132</td> <td>64</td> <td>76</td> <td>227</td> <td>279</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89</td> <td>29</td> <td>77</td> <td>45</td> <td>136</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>229</td> <td>280</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26	狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7	合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23	狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11	合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279			狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1			合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280			<p>●継続もしくは変更</p> <p>現計画では1,669頭という個体数水準の維持を目標としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に増加していることが示唆された。</p> <p>国ガイドラインでは個体数水準4（安定存続地域個体群）に該当することから、年間の捕獲上限割合12%を維持するか、毎年度人身被害が発生している状況踏まえてガイドラインの上限である15%に捕獲上限割合を引き上げるか検討する。</p> <p>捕獲数の管理は新計画の期間である令和4年度から令和8年度までの5年間区切りとして行う。</p> <p>なお、毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調査結果を計画に反映させることとする。</p>
年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12																																																																																																																																							
有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26																																																																																																																																							
狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7																																																																																																																																							
合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33																																																																																																																																							
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																																																							
有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23																																																																																																																																							
狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11																																																																																																																																							
合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34																																																																																																																																							
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																									
有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279																																																																																																																																									
狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1																																																																																																																																									
合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280																																																																																																																																									
<p>□ 学習放獣</p> <p>農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部については、捕殺しない措置として、学習放獣を試験的に実施し、県における効果的な実施手法について検討を進める。</p> <p>学習放獣を実施するためには、地域住民の理解を得ることが重要であり、その意義及び効果について啓発に努めるとともに、引き続き調査研究を進めることとする。</p> <p>これまでの事例の実績から、学習放獣マニュアルの変更等を検討し、必要な範囲で今後も調査を継続し、結果内容を宮城県ツキノワグマ学習放獣マニュアルに掲載する。</p>	<p>現計画期間内においては、学習放獣は行われなかった。</p> <p>学習放獣を実施するためには、放獣先の確保や麻酔薬で不動化させる措置が必要不可欠であるが、それらを実施するための体制整備ができていないのが現状である。</p>	<p>●継続もしくは変更</p> <p>ツキノワグマ生息数が増加していると推定されている事を踏まえ、例えば「年度毎の捕獲上限に達した場合は、有害鳥獣捕獲で捕獲した個体について、捕殺せずに学習放獣することを検討する。」など、学習放獣を実施する場合の基準等について検討を行う。</p> <p>なお、学習放獣については、日本哺乳類学会が「クマ類の放獣に関するガイドライン」を掲載しており、学習放獣を検討する市町村等に対しては、当該ガイドラインに沿った体制整備等の周知を行う。</p>																																																																																																																																																

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>ハ 有害鳥獣捕獲</p> <p>ツキノワグマは、繁殖力が弱いこと、及び行動範囲が広いことから、地域単位で個体数管理を行うものでないため、捕獲許可（法第9条第1項の許可のうち、捕獲に係るものをいう。以下同じ）は、知事が行うこととするが、人畜被害のおそれがあるなどの緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲を希望し、かつ体制の整っている市町村への許可権限移譲を進める。</p> <p>捕獲許可については、個体数水準の維持の観点から、被害を効果的に防除するために必要な範囲で、かつ、その必要性を十分審査した上で行うこととし、捕獲がすなわち殺傷につながらないよう最大限の配慮を行うこととする。</p> <p>捕獲許可の基本的な考え方は、別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づくこととし、可能な場合は移動放獣を実施するよう市町村に働きかけを行うとともに、放獣場所の確保等について、関係機関の協力を得ることとする。また、現在と同様に「ツキノワグマ捕獲調書」を用いて、捕獲個体の生息場所、特徴等の把握を継続する。</p> <p>なお、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合又は人身に対する危害が切迫しており、かつ、緊急の措置を要する場合であって、次に掲げる場合に該当するときに限り、口頭許可により処理することができることとする。</p> <p>(イ) 日常生活の範囲内で人身被害が発生した場合又は被害が予想される場合（山菜採り、きのこ採り等のために山に入って被害を受けた場合を除く。）</p> <p>(ロ) ツキノワグマが、人家の敷地内に侵入している場合</p> <p>(ハ) ツキノワグマが、人が滞在し、又は活動している施設（学校、病院等）の敷地内に侵入している場合</p> <p>(二) (イ) から (ハ) までに掲げるもののほか、人身被害が予想される場合</p>	<p>ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可は、原則として、被害対策防除措置を講じてもなお被害等が防ぎきれない場合に認めており、必要最小限度にとどめている。</p> <p>また、令和3年4月1日時点で緊急時の捕獲許可のために許可権限を15市町村に移譲している。</p>	<p>●継続</p> <p>新計画においても、農林業被害においては被害防除措置による対策を原則とし、捕獲以外に被害を防ぐ手段がない場合に限り有害鳥獣捕獲を実施することとする。</p> <p>一方で、全国的にツキノワグマが市街地へ出没する事例が増加していることから、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急を要する場合には、引き続き速やかに口頭による捕獲許可を行うこととする。</p>
<p>ニ 捕獲数の管理</p> <p>個体数管理は、ツキノワグマの適正な管理の推進の重要な手段の一つであり、捕獲数の迅速な把握及び周知が必要となることから、捕獲後は速やかに捕獲調書を提出することとする。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲の数が増加し、その年度の捕獲上限数に達することが予測されるとき、又はこれに達したとき、並びに年間の捕獲数が著しく多い場合は、平成26年度に推定された生息数の個体数水準を維持するため、県地方振興事務所及び関係者と協議した上で、猟友会に対する狩猟の自粛の要請を行うことをツキノワグマ部会において検討する。</p>	<p>ツキノワグマの捕獲数は毎月始めに前月の実績を取りまとめ把握している。</p> <p>令和元年度及び令和2年度には年度の捕獲上限数に達する見込みであったため、関係機関及びツキノワグマ部会において狩猟の自粛要請について検討を行ったが、平成30年度以前の捕獲数が上限に達していなかったことや、狩猟による奥山への追い上げ効果などを考慮し、狩猟自粛要請は行わないこととなった。</p>	<p>●継続</p> <p>新計画において新たに設定した捕獲上限数に達した場合やその恐れがある場合には、狩猟自粛要請について検討を行う。</p>



現計画

ホ 狩猟文化の維持

狩猟技術を持つ人々により人身及び農作物の被害防除が行われている現状に鑑みると狩猟免許所持者の減少は、将来におけるこれらの被害防除に支障をきたすと思われるため、狩猟者を野生鳥獣保護管理の重要な担い手として位置付け、関係者との合意形成、狩猟文化の維持及び狩猟免許所持者の数の維持を図るものとする。

達成状況

狩猟免許所持者数は平成 25 年度以降増加に転じているが、主にわな猟免許所持者の増加によるものであり、ツキノワグマの狩猟捕獲数は、ここ 30 年間は 10 頭未満である場合が多い。

県内のツキノワグマ捕獲数(平成2年度以降)

		(単位:頭)										
年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	
有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26	
狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7	
合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33	
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23	
狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11	
合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34	
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			
有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279			
狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1			
合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280			

○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施

平成 29 年度及び平成 30 年度：4 日間 7 会場で実施

令和元年度から令和 3 年度まで：5 日間 8 会場で実施

○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施

H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市

○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施

狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和 2 年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。

新計画(案)

●継続

既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等の実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。

狩猟免許所持者数の推移



現計画	達成状況	新計画(案)
<p>へ 錯誤捕獲の回避</p> <p>狩猟又は有害鳥獣捕獲に際しては、イノシシ等の捕獲おりの上面へ直径30cmの脱出口の設置、くくりわなは直径12cm以内とした錯誤捕獲(捕獲の目的とする鳥獣と異なる鳥獣を誤って捕獲することをいう。)に十分に配慮したくくりわなの使用等、錯誤捕獲の防止対策を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>わなによるイノシシ捕獲数が増加する一方で、特にイノシシ捕獲目的で設置されたくくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲される事例が急増している(令和2年度はツキノワグマ有害捕獲数279頭のうち、錯誤捕獲によるものが178頭(約64%)。)</p>	<p>●記載を拡充</p> <p>くくりわなによる錯誤捕獲を完全に防ぐことは非常に困難であるが、錯誤捕獲が発生した箇所でのくくりわな使用中止や、ツキノワグマが錯誤捕獲されにくいタイプのくくりわなへの切り替えの指導、錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制の整備等について追記することを検討する。</p>
<p>(2) 人身被害防除</p> <p>人身被害防除については、「山地での人身被害対策」と「人里での人身被害対策」とに区別される。</p> <p>イ 山地での人身被害対策</p> <p>山地は、ツキノワグマの本来の生息地であることから、基本的には、入山者等の自己責任に帰するものであり、市町村及び関係機関と連携して次のような取組を実施することにより、入山者等の自己防衛意識の啓発を図ることとする。</p> <p>(イ) 「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしまったら」を広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。 自然保護課HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p> <p>(ロ) ツキノワグマの出没情報について、看板の設置、インターネット等により、広く周知を図る。</p> <p>(ハ) 登山道、野外キャンプ施設等において、ツキノワグマを誘引する原因となる生ごみ等を残さないよう入山者に対して啓発を図るとともに、山地にある観光施設等において、それらの施設管理者に対して生ごみ等の適切な処理を行うよう指導する。</p> <p>ロ 人里での人身被害対策</p> <p>ツキノワグマが出没した場合、市町村と連携して、該当地域の住民への周知及び注意喚起を図るとともに、警察等関係機関との連携により、被害の未然防止又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じることとする。</p> <p>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農産物、生ごみ、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p>特に、市街地や集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域(排除地域)では、「ゾーン管理」の考え方も踏まえながら、人里に固執するツキノワグマ個体の選択的排除に努めることとする。</p>	<p>県自然保護課ホームページに「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしまったら」を掲載。</p> <p>また、各市町村から提供のあったツキノワグマ出没情報を一覧表形式で公表すると共に、平成30年度からはGooglemapで地図化し、自然保護課ホームページに掲載している。</p> <p>そのほか、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ～クマによる事故を防ぐために～」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生態を学ぶと共に、人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。</p> <p>各市町村においては、出没の多く見られる箇所での看板の設置、出没時の住民向けメール配信サービスの運用、防災行政無線でや広報車による注意喚起を行うなど、被害の未然防止に努めている。</p> <p>また、市街地にクマ出没して、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急を要する場合には、速やかに口頭による捕獲許可を行っている(令和3年4月1日時点で緊急時の捕獲許可のための許可権限を15市町村に移譲している。)</p> <p>そのほか「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成29年度、令和元年度及び令和2年度に開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続、引き続き人身被害防除に努める。</p>

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>(3) 農林水産業等被害防除</p> <p>イ 被害状況の把握 農林水産業等における被害については、今後とも、関係部局と連携を図り、被害金額と併せて、自家消費等被害額に現れない実態の把握に一層努めることとする。</p> <p>ロ 農林水産業等被害防除</p> <p>(イ) 電気柵の設置 農林水産業等における被害の防除には、電気柵の設置が有効であるとされていることから、引き続き、国庫補助事業、交付金等を活用し、被害が多い地域における電気柵の導入の促進を図ることとする。 しかし、電気柵を一部の場所に設置しても、被害発生場所が移動する結果だけになることもあるため、共同での設置、山地と接している農地への重点的な設置など、一体的・効率的な実施が図られるよう、市町村と連携して進めていくこととする。</p> <p>(ロ) 追い払い 人里に下りてきたツキノワグマを捕獲することなく、空砲等で威嚇して安全に山に追い払う手法の検討を引き続き実施する。</p> <p>(ハ) 生ごみ等誘引物の管理 人身被害防除と同様に、ツキノワグマの人里への誘引要素となる人家周辺の生ごみ、廃棄野菜、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p>(ニ) 林縁部の刈払い ツキノワグマの耕作地への侵入を抑制するためには、人とクマの生息環境に緩衝帯を設置することが有効とされていることから、林縁部の刈り払いや隠れ家となる樹林地の除間伐を進めるなど、農家や森林所有者に対して働き掛けていくこととする。</p> <p>(ホ) 皮剥ぎ対策 皮剥ぎ対策としては、試験研究機関を中心に被害実態の把握に努めることや、簡易で低コストの被害対策の確立に向け調査を継続して実施していくこととする。</p>	<p>イ 関係部局と連携を図りながら、情報共有を行った。</p> <p>(イ) クマによる被害があった場合は現地調査を実施し、被害者に対し電気柵の設置や、既に設置している箇所については、管理等について指導を行った。 特に電気柵は設置方法によって効果が著しく低下することから、県地方機関や市町村担当者等との会議の場において、一般社団法人日本養蜂協会が発行している手引書などを活用し、正しい設置の仕方について周知を図った。</p> <p>(ロ) 被害のあった場合に、電気柵の設置や誘引物の除去等の指導を行ったほか、必要に応じて花火等を用いた追い払いを行った。</p> <p>(ハ) クマによる被害が発生した場所で誘引物が認められた場合は、それらの除去の指導を行った。</p> <p>(ニ) 市町村が主体となって、林縁部の刈払い等について普及啓発を行った。</p> <p>(ホ) 宮城県林業技術総合センターで被害実態を把握し、パンフレット「宮城県におけるクマ剥ぎ被害発生状況について」を発行して被害対策の普及啓発を行った。</p>	<p>●継続 各種防除対策を引き続き推進するとともに、効果についてのモニタリング調査を行い、実施方法等を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置・管理 ・追い払い ・生ごみ等誘引物の管理 ・林縁部の刈払い ・皮剥ぎ対策
<p>(4) 生息環境の保全・整備</p> <p>国有林については、奥羽山脈及び北上山地において、「緑の回廊」の設定による野生動植物の生息生育地の保護・保全及び移動分散経路の確保、森林生態系の保全などの取組を進めていくこととされている。</p> <p>県としては、関係機関と調整しながら、次のような取組を推進することとする。</p> <p>イ 農地周辺の林縁部の刈払い</p> <p>ロ 針広混交林への誘導(各市町村森林整備計画と整合した針葉樹と広葉樹とが混生する多様性に配慮した森林づくり)</p> <p>ハ 鳥獣保護区の見直し等による生息地の保全</p>	<p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会に仙台森林管理署職員も委員として委嘱されており、当県におけるツキノワグマをはじめとした各特定鳥獣管理事業の取組状況について情報共有を図っているが、森林管理署と連携した取組の推進には至らなかった。</p>	<p>●継続 必要に応じて、森林管理署と連携を図り進めていく。</p>

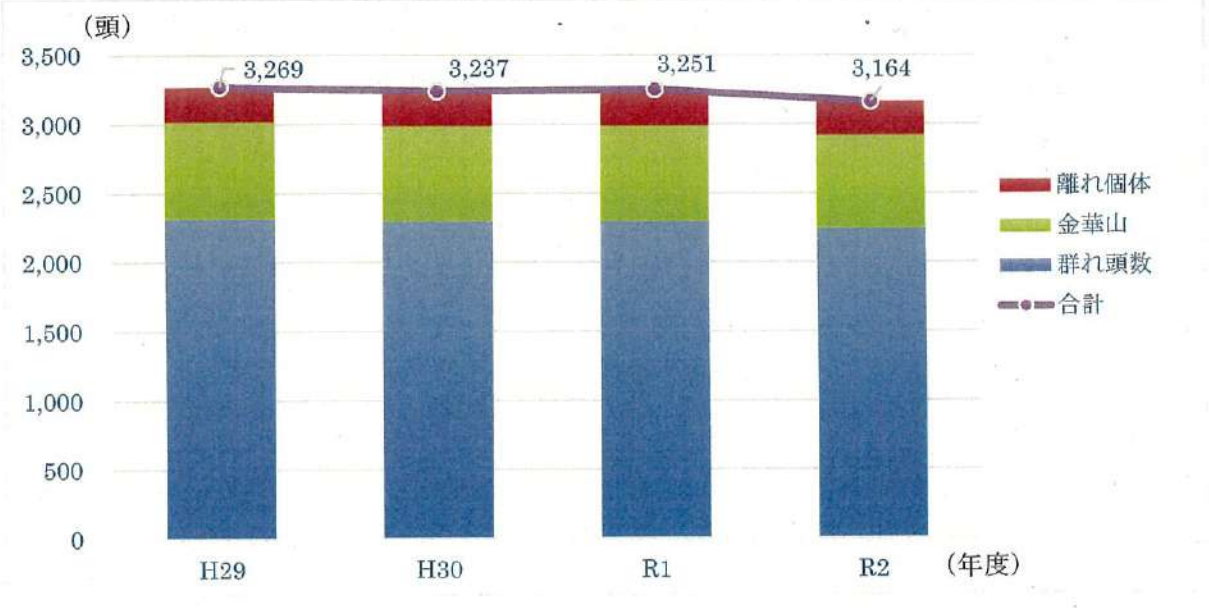
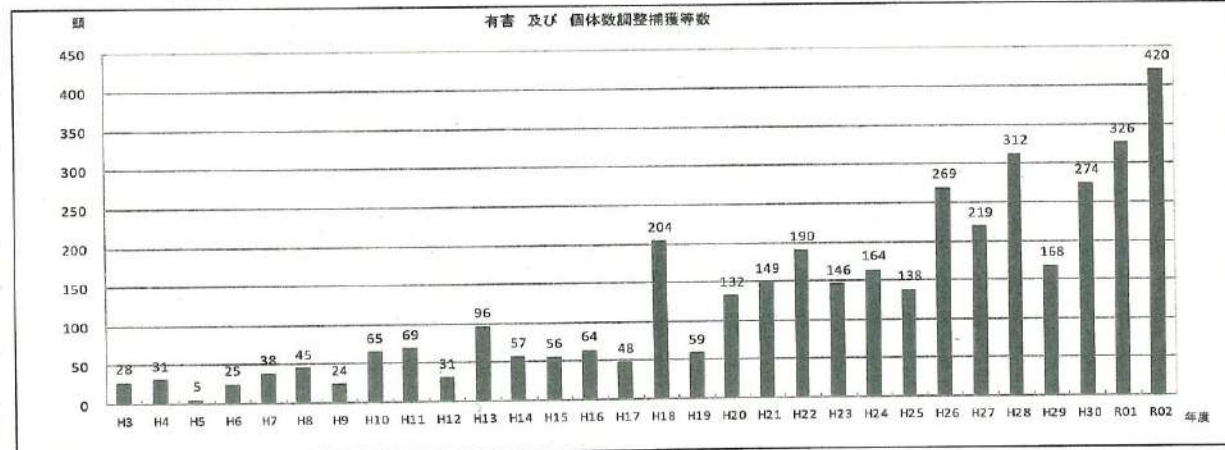
現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																						
ニ 天然生林（主として天然の力の活用により成立させ、及び維持する森林）の的確な保全・管理 ホ 広葉樹林の造成（各市町村森林整備計画と整合した伐採跡地の広葉樹林化及び休止している牧野の広葉樹林の造成） ヘ 管理が放棄されている里山の森林整備（下刈り、間伐等）																																																																																																																								
(5) モニタリング等の調査研究 県林業技術総合センターとの連携により、生息動向、生息環境、被害状況等に関する「短期的モニタリング」及び「中長期的モニタリング」を実施し、区域毎の状況及び施策の実施状況を把握し、及び計画へのフィードバックを行うことにより、より適切な管理が行われるよう努める。 イ 短期的モニタリング 次の表に記す調査を実施することにより、個体数を推定し、及び被害地を特定する。 <table border="1" data-bbox="92 793 952 1514"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体情報</td> <td>捕獲記録</td> <td>捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他</td> <td>捕獲報告票の収集</td> </tr> <tr> <td>動向調査</td> <td>放獣個体の行動</td> <td>学習放獣した個体の回帰状況、再被害防止効果、行動圏の範囲、その他</td> <td>学習放獣した個体のイヤータグ等による動向調査</td> </tr> <tr> <td>生息環境</td> <td>豊凶調査</td> <td>結実状況、その他</td> <td>定点調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害状況</td> <td>人身被害</td> <td>被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生状況、負傷の程度、被害発生後の対応、その他</td> <td>人身被害報告書の収集</td> </tr> <tr> <td>農林水産業被害</td> <td>被害発生場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他</td> <td>県農産園芸環境課ほか</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査方法	個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集	動向調査	放獣個体の行動	学習放獣した個体の回帰状況、再被害防止効果、行動圏の範囲、その他	学習放獣した個体のイヤータグ等による動向調査	生息環境	豊凶調査	結実状況、その他	定点調査	被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生状況、負傷の程度、被害発生後の対応、その他	人身被害報告書の収集	農林水産業被害	被害発生場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	県農産園芸環境課ほか	イ 個体情報については、県内で捕獲された全てのツキノワグマについて捕獲調書を作成、回収し、情報収集を行った。 動向調査については、イヤータグを装着した個体の目撃情報等が散発的に寄せられるものの、当該個体の回帰状況や行動圏等の分析までは至らなかった。 豊凶調査については、東北森林管理局が行っている調査に加えて、県独自にブナとミズナラを対象にした結実状況調査を実施した。 <table border="1" data-bbox="988 934 2125 1060"> <thead> <tr> <th></th> <th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブナ</td> <td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td><td>調査</td> </tr> <tr> <td>ミズナラ</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 森林管理が実施している区域（調査対象の調査年度は「豊凶」調査「調査」又は「調査」の4段階で評価している。判定は、H29 から「調査」に変更されている。） ※2 本調査で実施している豊凶調査対象の調査年度は「豊凶」調査「調査」又は「調査」の4段階で評価している。 ※3 本調査の対象年度については、豊凶調査を実施し、調査結果を確定する必要があるため、当該年度とする。</p> 被害状況については、人身被害発生都度情報を収集する共に、農林水産業被害については県の農業及び林業部局において被害状況調査を実施した。		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	ブナ	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	ミズナラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●継続もしくは変更 短期的モニタリング調査については、今後も継続して実施していく。 中長期的モニタリング調査については、調査結果の活用法等についても踏まえながら、実施について検討を行う。
調査項目	調査内容	調査方法																																																																																																																						
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集																																																																																																																					
動向調査	放獣個体の行動	学習放獣した個体の回帰状況、再被害防止効果、行動圏の範囲、その他	学習放獣した個体のイヤータグ等による動向調査																																																																																																																					
生息環境	豊凶調査	結実状況、その他	定点調査																																																																																																																					
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生状況、負傷の程度、被害発生後の対応、その他	人身被害報告書の収集																																																																																																																					
	農林水産業被害	被害発生場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	県農産園芸環境課ほか																																																																																																																					
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																																	
ブナ	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査																																																																																																	
ミズナラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																	
ロ 中長期的モニタリング 次の表に記す調査を実施することにより、効果的な防除方法を確立する。 <table border="1" data-bbox="92 1696 952 1969"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体情報</td> <td>試料収集</td> <td>内臓、血液、歯、毛などから得られる個体の情報、その他</td> <td>捕獲個体の収集</td> </tr> <tr> <td>被害防除</td> <td>実施状況</td> <td>被害防除実施の場所・方法・規模、その他</td> <td>聞き取り</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査方法	個体情報	試料収集	内臓、血液、歯、毛などから得られる個体の情報、その他	捕獲個体の収集	被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り	ロ 中長期的モニタリングについては、試料収集やそれらの分析、得られた情報の活用方法などといった実施体制が整わなかったことから、現計画期間中には実施されなかった。																																																																																																												
調査項目	調査内容	調査方法																																																																																																																						
個体情報	試料収集	内臓、血液、歯、毛などから得られる個体の情報、その他	捕獲個体の収集																																																																																																																					
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り																																																																																																																					

現計画				達成状況	新計画(案)
	効果	被害防除効果の程度, その他			
生息動向	生息状況	生息痕跡及び個体の目撃場所, その他	観察調査, 追い出し調査		
<p>計画の実施体制及び普及啓発</p> <p>(1) 各機関の果たす役割</p> <p>イ 県</p> <p>県は、計画の策定、計画に基づく各種施策の実現、モニタリングの実施、施策の評価及び計画の見直しを行うこととし、その円滑な運営のために次の事項を行うこととする。</p> <p>なお、ツキノワグマ部会において、モニタリングの結果を評価し、及び計画にフィードバックすることにより、捕獲上限数を含む計画の見直し及び管理の実施全般について検討を行うこととする。</p> <p>(イ) 個体数管理など各種施策の実施状況の把握に努め、関係者に対する情報の提供並びに必要な指示及び助言を行う。</p> <p>(ロ) 計画の推進に当たっては、市町村、国、隣接する県等との調整を図りながら行う。</p> <p>(ハ) 関係者に計画の実施について協力を要請し、管理を効果的に実施するための体制を構築する。</p> <p>(ニ) 地域における管理の推進について協議する体制を整備し、広域的連携による各種施策の取組が促進されるよう努める。</p> <p>(ホ) 管理に対する県民の理解を深めるため、計画に基づく各種施策、ツキノワグマの生態等に関する啓発に努める。</p> <p>(ヘ) 大学、県林業技術総合センター等の研究機関と連携を図りながら、生息調査、生息動向調査等の調査研究を実施する。</p> <p>ロ 市町村</p> <p>(イ) 地域住民、県など関係者と連携し、計画に基づく各種施策の実施等地域の実情に応じた対策を行う。</p> <p>(ロ) 県と連携し、地域住民に対し、計画に基づく各種施策に対する理解を求め、及びツキノワグマの生態等に関する啓発を行う。</p> <p>ハ 猟友会</p> <p>(イ) 管理の担い手として計画の目的及び内容を理解した上で、県又は市町村の要請に基づき必要な措置を実施する。</p> <p>(ロ) 鳥獣の生態を熟知する者として、必要に応じて、行政、関係団体、地域住民などに対し、被害防除などについての助言を行う。</p>				<p>(イ) 有害捕獲頭数を把握し、県ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>(ロ) 各市町村が作成する被害防止計画との整合性を図りながら、計画の推進に努めた。</p> <p>(ハ) 毎年度、各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し、本計画を含め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>(ニ) 広域的連携による各種施策の推進までは至っていないものの、地方機関単位で関係者が参集し、クマに関する情報の共有や、緊急時における連絡体制の整備など行っている。</p> <p>(ホ) 出没位置の情報収集を行い、県ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>(ヘ) 県林業技術総合センターのクマ剥ぎ被害の発生状況調査などにより、被害防止対策の推進を図った。</p> <p>また、令和2年度及び令和3年度にカメラトラップによる個体数推定調査を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き既存の計画を継続するとともに、現計画で達成できなかった事項について実施に努める。</p>

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>(2) 隣接する県との調整</p> <p>南奥羽保護管理ユニットは、山形県及び福島県にまたがるものであることから、広域保護管理の考え方から、引き続き情報交換を行うとともに、南東北地域におけるツキノワグマの広域保護管理に係る打合せ会を両県に呼び掛けて開催する。</p>	<p>東北各県との意見交換については、東北各県が参集するブロック会議のほか、電話やメール等で適宜行っているが、南奥羽保護管理ユニットに特化した打合せ会は開催できていない。</p>	<p>●継続</p> <p>東北各県が参集する会議等で引き続き情報交換を行うほか、必要に応じて南東北地域のツキノワグマ保護管理に関する打ち合わせ会の開催について検討する。</p>
<p>(3) NPO との連携</p> <p>ツキノワグマの学習放獣、生息状況の調査等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等との連携を図ることが重要であり、パートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいくこととする。</p>	<p>NPO等と連携した学習放獣や生息状況調査については、パートナーとなるNPOの発掘、連携のあり方や仕組み作り等が整備できなかったため、現計画期間内では未実施である。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続し、パートナーの発掘等に努めていく。</p>
<p>(4) 普及啓発</p> <p>計画の目的及び内容について、広報誌等により県民への普及に努めることとする。また、学校、町内会等自治会などとの連携を図り、学校教育及び生涯学習を通して、ツキノワグマの生態、ツキノワグマとの適切な関わり方などについての啓発に努めることとする。</p>	<p>ツキノワグマの生態等について、自然保護課ホームページに掲載した。</p> <p>また、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ～クマによる事故を防ぐために～」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生態を学ぶと共に、人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続し、大人向けの講座開設についても検討する。</p>

第四期宮城県ニホンザル管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

現計画	達成状況	新計画（案）																				
<p>1 名称 第四期宮城県ニホンザル管理計画</p>		<p>第五期宮城県ニホンザル管理計画</p>																				
<p>2 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>																				
<p>3 計画対象区域 県内で群れが生息している9市町（仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市及び山元町）</p>		<p>●継続 引き続き、9市町を対象とする。</p>																				
<p>4 基本的な考え方 サルによる農作物被害の軽減とサルの過剰な人慣れ防止を図り、ニホンザルを県民全ての貴重な「自然遺産」として野生の尊厳を守りながら、長き将来にわたって管理していくという基本理念のもと、人とサルとの「良好な関係」を構築するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、具体的な目標を関係者合意の下で設定し、関係者それぞれの適切な役割分担の下で一丸となって講じ、その達成を図ることとする。 生息頭数及び群れが、増加傾向にあることから、個体数の増加に伴う新たな群れの発生を防ぐため、これ以上の個体数の増加を防ぐこととする。</p>	<p>第三期時の推定個体数と比較して、群れ数は2,200頭前後で推移しており、市町村の有害捕獲等により、平成28年度の2,295頭から、R2年度は2,246頭と、個体数増加を抑制できた。 また、群れの数については、金華山の純野生群を除くと、50群から54群へと増加した。</p> <p>①追い上げの効果検証 人馴れの防止を図るため、追い上げ方法の確立を目的として、県の管理事業による追い上げ効果の検証を以下のとおり実施した。 追い上げの経験がほとんどない群れでは、一週間経過後も農地や集落周辺にはほとんど出沒しなかった。 一方、人里に出沒するような群れについては、追い上げ翌日には下流方向への移動が見られ、追い上げ効果の持続性は低かった。</p> <table border="1" data-bbox="1092 1165 2050 1486"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施期間</th> <th>実施方法</th> <th>群れの数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>H29.12～ H30.3</td> <td>連発花火</td> <td>二口A群（1群）</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>H31.1～ H31.3</td> <td>連発花火</td> <td>笹谷峠A群、青根の群れ（2群）</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>R2.1～R2.2</td> <td>連発花火</td> <td>寒風沢の群れ（1群）</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>（検証のみ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2年度については、群れの生息状況調査及び群れ評価が優先的に実施されたため、試験的な追い上げの実施は見送られた。</p> <p>②生息分布及び新たな群れの発生について 本県の群れ数の変化については、R2年度調査で、仙台・川崎ポピュレーションの「関山峠の群れ」が「関山峠A群」及び「関山峠B群」に分裂し、白石ポピュレーションの「戸沢の群れ」が「戸沢A群」及び「戸沢B群」に分裂したことが確認された。 また、白石ポピュレーションの「苗振不明群」と「江志前不明群」は、群れとしての活動が確認できなかったため、群れカウント数から除外した。</p>	年度	実施期間	実施方法	群れの数	29	H29.12～ H30.3	連発花火	二口A群（1群）	30	H31.1～ H31.3	連発花火	笹谷峠A群、青根の群れ（2群）	R1	R2.1～R2.2	連発花火	寒風沢の群れ（1群）	R2	（検証のみ）			<p>●継続 引き続き、これまでの成果を踏まえながら、群れの数や個体数増加を抑制し、人とサルとの「良好な関係」の維持を図る。</p>
年度	実施期間	実施方法	群れの数																			
29	H29.12～ H30.3	連発花火	二口A群（1群）																			
30	H31.1～ H31.3	連発花火	笹谷峠A群、青根の群れ（2群）																			
R1	R2.1～R2.2	連発花火	寒風沢の群れ（1群）																			
R2	（検証のみ）																					

現計画	達成状況	新計画（案）																																																					
	<p>(頭)</p> 																																																						
<p>(2) 数の調整に関する事項</p> <p>個体数の増加が続いており、捕獲圧をかけていく必要があることから、個体数調整は対象区域市町村が策定する管理事業計画に基づき実施する。計画対象外の市町村では有害捕獲を実施する。</p>	<p>鳥獣被害防止総合支援交付金により、7市町村が実施した有害捕獲等へ補助を行った。加害個体の捕獲に関しては、捕獲後に群れの個体数や加害レベルをモニタリングし、捕獲による加害レベルの低下が図られたかを検証する必要がある。しかし、捕獲個体の半数以上について、由来する群れを特定できておらず、正確な効果検証までには至らず、群れの消滅に繋がる捕獲結果もみられた。</p> <table border="1" data-bbox="1172 1050 2003 1470"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ポピュレーション</th> <th colspan="5">捕獲頭数</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加美</td> <td>8</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>24</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>仙台・川崎</td> <td>87</td> <td>133</td> <td>120</td> <td>113</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>七ヶ宿</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>97</td> <td>198</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>19</td> <td>39</td> <td>30</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>丸森西部</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>34</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>丸森東部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>168</td> <td>273</td> <td>326</td> <td>420</td> <td>1,187</td> </tr> </tbody> </table> 	ポピュレーション	捕獲頭数					H29	H30	R1	R2	計	加美	8	52	59	24	143	仙台・川崎	87	133	120	113	453	七ヶ宿	32	35	97	198	362	白石	19	39	30	51	139	丸森西部	22	14	19	34	89	丸森東部	0	0	1	0	1	計	168	273	326	420	1,187	<p>●変更</p> <p>引き続き、対象地域市町村の管理事業計画に基づいた有害捕獲の実施を検討する。</p>
ポピュレーション	捕獲頭数																																																						
	H29	H30	R1	R2	計																																																		
加美	8	52	59	24	143																																																		
仙台・川崎	87	133	120	113	453																																																		
七ヶ宿	32	35	97	198	362																																																		
白石	19	39	30	51	139																																																		
丸森西部	22	14	19	34	89																																																		
丸森東部	0	0	1	0	1																																																		
計	168	273	326	420	1,187																																																		
<p>(3) ポピュレーション管理に関する目標</p>		<p>●継続</p>																																																					

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																						
<p>ポピュレーションごとに防除対策を実施する。また、複数市町村にまたいで生息する場合は、関係市町村で検討会を実施し、連携して対策を講じる。</p>	<p>県では、仙台・川崎ポピュレーションを中心に追い上げを実施した。また、各市町村での防除策の実施状況は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1080 258 2062 657"> <tr> <td>電気柵の設置</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>銃器または花火による追い払いの実施</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>定期的パトロール等の実施</td> <td>全ポピュレーション地域</td> </tr> <tr> <td>テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数</td> <td>白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）</td> </tr> </table> <p>関係市町村間での連携については、仙台市と川崎町と跨いで移動している「三森山の群れ」及び「本砂金の群れ」についてH28年度以降、両市町間での連携した対策を検討している。</p> <p>丸森町、七ヶ宿町では南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会（福島県県北地域及び宮城県仙南地区、山形県上山市などの市町村及びJAで結成した協議会）に参加しており、県境を越えた被害対策などの情報交換を実施されていた。</p>	電気柵の設置	全ポピュレーション地域	銃器または花火による追い払いの実施	全ポピュレーション地域	定期的パトロール等の実施	全ポピュレーション地域	テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数	白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）	<p>引き続き、加害群の特定や加害レベルに応じた群れごとの管理方針を検討する。</p>																																																														
電気柵の設置	全ポピュレーション地域																																																																							
銃器または花火による追い払いの実施	全ポピュレーション地域																																																																							
定期的パトロール等の実施	全ポピュレーション地域																																																																							
テレメトリー等調査 ※（ ）内発信機装着頭数	白石市（4）、七ヶ宿町（4）、川崎町（5）、丸森町（6）、仙台市（12）																																																																							
<p>（4）被害の防除に関する目標</p> <p>農作物被害については、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。また、生活被害や耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地管理の促進を図るものとする。</p>	<p>第四期（H29～R3年度）のうち、R2年度（速報値）の被害状況は、被害面積及び被害量は過去3か年の平均を下回ったが、被害額は、平均を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="1071 1150 2071 1383"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>H29～R1 平均</th> <th>R2 (速報値)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積 (ha)</td> <td>7.97</td> <td>7.0</td> <td>▲ 0.97</td> </tr> <tr> <td>被害量 (t)</td> <td>37.5</td> <td>34.2</td> <td>▲ 3.3</td> </tr> <tr> <td>被害額 (万円)</td> <td>561</td> <td>711.9</td> <td>150.9</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1003 1440 2145 1866"> <p style="text-align: center;">被害面積 (ha)</p> <table border="1"> <caption>被害面積 (ha) の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被害面積 (ha)</th> <th>過去3か年平均 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>11</td><td>22</td></tr> <tr><td>H17</td><td>4</td><td>22</td></tr> <tr><td>H18</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr><td>H19</td><td>13</td><td>10</td></tr> <tr><td>H20</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8</td><td>12</td></tr> <tr><td>H22</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr><td>H23</td><td>5</td><td>9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>16</td><td>8</td></tr> <tr><td>H25</td><td>8</td><td>10</td></tr> <tr><td>H26</td><td>15</td><td>10</td></tr> <tr><td>H27</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr><td>H28</td><td>10</td><td>12</td></tr> <tr><td>H29</td><td>8</td><td>13</td></tr> <tr><td>H30</td><td>5</td><td>10</td></tr> <tr><td>R1</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>R2</td><td>7</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> </div>	被害項目	H29～R1 平均	R2 (速報値)	増減	被害面積 (ha)	7.97	7.0	▲ 0.97	被害量 (t)	37.5	34.2	▲ 3.3	被害額 (万円)	561	711.9	150.9	年度	被害面積 (ha)	過去3か年平均 (ha)	H16	11	22	H17	4	22	H18	13	13	H19	13	10	H20	10	10	H21	8	12	H22	10	10	H23	5	9	H24	16	8	H25	8	10	H26	15	10	H27	13	13	H28	10	12	H29	8	13	H30	5	10	R1	10	7	R2	7	7	<p>●変更を検討</p> <p>サルによる農林業被害額は年度による変動が大きく、過去数年間の平均値を管理目標とした場合、被害額が大きい年度の値に影響されやすい。</p> <p>長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>（例：計画期間中、農業被害額はR2年度の被害額から3割減の約498万円以下を維持する。等）</p>
被害項目	H29～R1 平均	R2 (速報値)	増減																																																																					
被害面積 (ha)	7.97	7.0	▲ 0.97																																																																					
被害量 (t)	37.5	34.2	▲ 3.3																																																																					
被害額 (万円)	561	711.9	150.9																																																																					
年度	被害面積 (ha)	過去3か年平均 (ha)																																																																						
H16	11	22																																																																						
H17	4	22																																																																						
H18	13	13																																																																						
H19	13	10																																																																						
H20	10	10																																																																						
H21	8	12																																																																						
H22	10	10																																																																						
H23	5	9																																																																						
H24	16	8																																																																						
H25	8	10																																																																						
H26	15	10																																																																						
H27	13	13																																																																						
H28	10	12																																																																						
H29	8	13																																																																						
H30	5	10																																																																						
R1	10	7																																																																						
R2	7	7																																																																						

現計画	達成状況	新計画(案)																															
	<p style="text-align: center;">被害量 (t)</p> <p style="text-align: center;">被害金額 (千円)</p> <p>また、令和2年度鳥獣防止対策広域連携支援業務等により、勉強会を開催し取組を推進した。</p>																																
<p>2 管理目標に向けた具体的取り組み</p> <p>(1) 人との関係から見たサルの評価</p> <p>群れごとの評価を行い、具体的な対策については、群れの評価に基づいて決定する。また、複数の市町村を移動している場合は、関係市町間で検討会等を開催し、情報共有や連携を密にして、評価及び対策を実施する。</p> <p>なお、今まで農作物・生活被害が発生していない地域への被害の拡大も危惧されることから関係する被害が発生していない市町村においても情報収集に努めることとする。</p>	<p>県はR2年度に、それまでの調査結果に基づき、群れのレベル判定を行い、市町村に対して情報公開したが、市町村が実施する有害捕獲で捕獲された個体の半数以上について、由来する群れを特定できておらず、レベルごとの対策が正しく行われていなかった。</p> <p><群れごとの評価及び対策> ※群れ名はR2年度調査結果による</p> <table border="1" data-bbox="1023 1381 2148 1976"> <thead> <tr> <th>ポピュレーション</th> <th>群れ名</th> <th>評価レベル</th> <th>市町村における対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加 美</td> <td>小野田A群</td> <td rowspan="3">A~D</td> <td>・ 追い払いの実施</td> </tr> <tr> <td>小野田B群</td> <td>・ 電気柵の設置</td> </tr> <tr> <td>寒風沢の群れ</td> <td>・ 捕獲わなの設置</td> </tr> <tr> <td>宮崎B群</td> <td>F~WF</td> <td>・ 有害捕獲の実施, 防除機材の購入助成</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仙台・川崎</td> <td>定義A群</td> <td rowspan="7">A~D</td> <td>・ 追い上げ</td> </tr> <tr> <td>定義B群</td> <td>・ 定期被害パトロール</td> </tr> <tr> <td>関山峠A群</td> <td>・ 電気柵の設置</td> </tr> <tr> <td>奥新川B1群</td> <td>・ テレメトリー受信機装着, 更新</td> </tr> <tr> <td>奥新川B3群</td> <td>・ 果樹計樹木管理の指導と啓発</td> </tr> <tr> <td>二口A群</td> <td>・ 餌付け禁止の看板を設置</td> </tr> <tr> <td>二口B群</td> <td>・ 未収作物及び生活ゴミの管理徹底を指導</td> </tr> </tbody> </table>	ポピュレーション	群れ名	評価レベル	市町村における対策	加 美	小野田A群	A~D	・ 追い払いの実施	小野田B群	・ 電気柵の設置	寒風沢の群れ	・ 捕獲わなの設置	宮崎B群	F~WF	・ 有害捕獲の実施, 防除機材の購入助成	仙台・川崎	定義A群	A~D	・ 追い上げ	定義B群	・ 定期被害パトロール	関山峠A群	・ 電気柵の設置	奥新川B1群	・ テレメトリー受信機装着, 更新	奥新川B3群	・ 果樹計樹木管理の指導と啓発	二口A群	・ 餌付け禁止の看板を設置	二口B群	・ 未収作物及び生活ゴミの管理徹底を指導	<p>●継続</p> <p>引き続き、群れの性質や遊動域の変化に応じてレベル判定を行う。</p> <p>市町村に対しては、群れのレベルに応じた追い上げや侵入防止等の被害防除対策や、防除策の効果が期待できない群れの有害捕獲など、個体数管理の支援を行う。</p>
ポピュレーション	群れ名	評価レベル	市町村における対策																														
加 美	小野田A群	A~D	・ 追い払いの実施																														
	小野田B群		・ 電気柵の設置																														
	寒風沢の群れ		・ 捕獲わなの設置																														
	宮崎B群	F~WF	・ 有害捕獲の実施, 防除機材の購入助成																														
仙台・川崎	定義A群	A~D	・ 追い上げ																														
	定義B群		・ 定期被害パトロール																														
	関山峠A群		・ 電気柵の設置																														
	奥新川B1群		・ テレメトリー受信機装着, 更新																														
	奥新川B3群		・ 果樹計樹木管理の指導と啓発																														
	二口A群		・ 餌付け禁止の看板を設置																														
	二口B群		・ 未収作物及び生活ゴミの管理徹底を指導																														

現計画	達成状況			新計画(案)	
		高倉山B群 高倉山C群 小屋沢の群れ 笹谷峠B群 青根の群れ 青下の群れ 高倉山A群 太郎川の群れ 三森山の群れ 本砂金の群れ 秋保大滝B群	 D~F E~F WF	・農地周辺や里山の管理に係る助言や啓発 ・全頭捕獲可能な大形捕獲施設を設置 ・箱わなによる多頭捕獲を実施	
	七ヶ宿	七ヶ宿A群 七ヶ宿C群 七ヶ宿D群 七ヶ宿E群 七ヶ宿G群 七ヶ宿H群 七ヶ宿I群 七ヶ宿J群 七ヶ宿K群 七ヶ宿M群 七ヶ宿B群 七ヶ宿F群 七ヶ宿L群	 A~C E E 未調査	・追い払い活動の実施 ・電気柵の設置、電気柵設置の導入補助 ・テレメトリー受信機装着、更新 ・南奥羽鳥獣外防止広域対策協議会に参加 ・放棄・取り残し農作物の除去の指導徹底 ・耕作放棄地の軽減、箱わなの増設や改良 ・有害捕獲	
	白石	戸沢A群 江志前の群れ 上戸沢の群れ 猿鼻A群 猿鼻B群 戸沢B群 新町A群 越河の群れ 新町B群	 B~C D~E E~F 未調査	・追い上げの実施 ・電気柵の設置 ・電気柵の設置補助事業 ・廃棄野菜・生ゴミの適正処理を指導 ・有害捕獲	
	丸森西部	耕野の群れ	C~D	・花火を使った追い払い	
	丸森東部	大内A2群 大内B群 薄平の群れ 大内A1群 大内A3群	 C~D C~D D~E	・鳥獣被害対策実施隊による追い払い ・電気柵を設置 ・防護柵の設置 ・有害捕獲	

現計画	達成状況	新計画(案)			
	<table border="1" data-bbox="1023 184 2157 226"> <tr> <td data-bbox="1023 184 1403 226">青葉の群れ</td> <td data-bbox="1403 184 1564 226">F</td> <td data-bbox="1564 184 2157 226"></td> </tr> </table> <p>県では、「宮城県ニホンザル管理事業業務」受託者を介して、市町村の捕獲計画に対し、専門的見地から農作物被害を及ぼす加害個体のみ限定した捕獲に切り替えるなどの働きかけを強め、全頭捕獲による群れ消滅の可能性を軽減するよう努めた。</p>	青葉の群れ	F		
青葉の群れ	F				
<p>(2) 群れ外オスに対する対策</p> <p>群れへの悪影響を最小限に食い止めるため、専門家や専門機関の助言や指導を受けながら、問題のオスをきちんと識別した上で、捕獲する必要がある。</p> <p>A～Dレベルの群れ外オス(非追従オス)は1か所にとどまらず通過していくのが常なので、目撃したら直ちに可能な手段で追い払いを行う。</p>	<p>群れ外オスの目撃情報については、R2今年度は6月から7月にかけて、蔵王町内で複数あった。(群れ外オスなのか群れに属するサルなのか、判別つかず。)</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、目撃情報周辺を遊動域とする群れのレベルと比較し、加害レベルが高い個体は、捕獲に努める。</p>			
<p>(3) 檻で捕獲された個体の処理方法</p> <p>檻で捕獲された個体の処分は国の「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に沿い、できるだけ苦痛を与えない方法によるものとし、実験動物としての利用は行わない。ただし、管理に関する資料(遺伝子解析等)として活用することは妨げない。また、残渣は山野に放置することなく適切に処理する。</p> <p>なお、市街地に現れた群れ外オス(非追従オス)を捕獲した場合についても、上記に準じた処理を行うものとし、奥山放獣は評価レベルの高い群等に対する悪影響が大きいので絶対に行なわない。</p>	<p>仙台市では、止めさしは銃器で実施され、ペット斎場で焼却または土地所有者の許可を得るなどして埋設により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p> <p>加美町では、焼却により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p> <p>七ヶ宿町では、止めさしは銃器で実施され、土地所有者の許可を得るなどして埋設により適切な残渣処理が行われたことを確認した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、残渣を山野に放置しないよう、市町村に対して、埋設や焼却等による適切な処理を行ってもらうよう努める。</p>			
<p>(4) 狩猟者の確保</p> <p>高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者の確保を図るため、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化を実施する。</p> <p>また、個体数調整や有害鳥獣捕獲の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。</p>	<p>狩猟免許試験の休日、複数会場での実施</p> <p>平成29年度及び平成30年度：4日間7会場で実施</p> <p>令和1年度から令和3年度まで：5日間8会場で実施</p> <p>市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施</p> <p>H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市</p> <p>新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施</p> <p>狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和2年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。</p>	<p>●継続</p> <p>既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等を実施し、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。</p>			
<p>(5) 生息地及び周辺環境の整備</p> <p>群れの遊動域内及び後背地の森林については、各市町村の森林整備計画との整合性を図りつつ、農耕地及び人家から離れた場所を中心に現存する広葉樹林の保全(高齢級化した広葉樹の利活用と更新を含む)、針葉樹林の針広混交林への誘導や間伐などによる下層植物の回復などを行う。</p>	<p>農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進した。</p> <p>また、サルによる被害が確認される地域においては、県有林の管理や国庫補助事業を活用した農地隣接民有林の間伐等、森林整備を実施した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、生息地及び周辺環境の整備推進を行う。</p>			
<p>(6) 餌やりなどの行為の禁止</p> <p>サルへ餌を与えないよう住民や観光客に対する広報・指導等を徹底する。</p>	<p>仙台市では、観光地等において餌付け自粛の看板設置、チラシ配架が実施された。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、周知徹底する。</p>			

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>(7) 誘引要因の除去</p> <p>農地及び人家周辺など、人の生活圏をサルに餌場として認識させないよう、次の事項に留意し、サル誘引要因の除去を徹底する。</p> <p>①農地周辺</p> <p>山林と農地間の雑木、藪、雑草等は、サルに隠れる場所を提供し農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づき難い環境をつくる。また、農地の野菜や果実の取り残し、廃棄果実の放置は、サルを誘引定着させる要因となるため、一つ残さず収穫するか廃果を埋めるなど農家等に注意を喚起し、その徹底を促す。</p> <p>②人家周辺</p> <p>生ゴミや果実等は、サルを誘引定着させる要因となるため、屋外への生ゴミ放置の禁止や庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。</p> <p>③スギ植林地</p> <p>管理の行き届かないスギ植林地は、サルの農耕地への侵入を容易にするとともに、農耕地から追い払われた際の逃げ込み場所ともなることから、人家や農耕地に接するスギ植林地は、間伐や下草の刈り払い等の適正な森林管理について普及啓発に努める。</p>	<p>①農地周辺</p> <p>県では、水稻の被害削減のための水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業の推進を支援した。</p> <p>②人家周辺</p> <p>市町村では、廃棄野菜、未収穫果樹の適正管理、ゴミ管理の徹底、転作田の大豆収穫後の適正管理について広報を行い、住民に対し普及啓発を行った。</p> <p>③スギ植林地</p> <p>県では、サルの生息域において、森林整備に活用できる補助事業の情報をホームページに掲載し、周知を図った。また、各種関連会議の場で事業に関する情報提供を行った。</p> <p>さらに、県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防除技術の情報提供を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、未収穫農作物の放置などを行わないよう、市町村と連携して指導を行う。</p> <p>また、森林整備に関する補助事業等の周知を図り、農地周辺の未整備森林の解消を支援し、生産者のニーズに応じて被害防止技術を提供する。</p>
<p>(8) モニタリング調査等</p> <p>①生息状況に関するモニタリング</p> <p>ポピュレーションごとに群れや群れ外オスの生息分布、個体数、群れの社会構造、群れの遊動域、人馴れの程度について調査を継続し、生息状況の全般を常に把握する。</p> <p>②農作物・生活被害状況に関するモニタリング</p> <p>市町村は、農業者、農業協同組合等の協力を得て農作物被害や市町村窓口寄せられる住民からの生活被害の実態を適切に把握しながら、実情に即した効果的な被害防除対策を立案する。</p> <p>③生息環境に関するモニタリング</p> <p>県は、群れ単位及びポピュレーション単位で、土地利用の実際や自然災害(大雪、大雨等)による影響、樹木の結実の状況を森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化が採餌や繁殖条件に及ぼす影響を把握する。</p>	<p>①生息状況に関するモニタリング</p> <p>県では、「宮城県ニホンザル管理事業業務」を委託業務として、生息状況、被害状況、捕獲状況等の調査を行った。</p> <p>②農作物・生活被害状況に関するモニタリング</p> <p>地域住民からの被害に関する苦情に対応しているが、個別対応となってしまう、正確な状況把握までには至らなかった。</p> <p>③生息環境に関するモニタリング</p> <p>サルの遊動域における生息環境のデータをとりまとめた。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、群れごとの生息頭数を把握し、被害防止策の見直しを行う。また、新たに派生、あるいは発見された群れについても群れの由来や頭数の把握に努める。</p>
<p>(9) 交雑防止対策について</p> <p>タイワンザル等外国産のサル類が野外で発見された場合には、速やかな当該個体の捕獲による根絶及び交雑防止を図る。</p>	<p>計画期間中に外国産サルが野外で発見されたとの報告はなかった。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、情報収集に努める。</p>
<p>3 管理計画の実施及び見直しに必要な事項について</p> <p>(1) 管理事業の実施</p> <p>①実施体制</p> <p>保護管理計画に基づく管理事業の実施は、県、市町村、農業者、地</p>	<p>①実施体制</p> <p>地方振興事務所で連携会議等を開催した。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き、関係機関の間で、生息動向や被害状況の情報共有を図っていく。また、広域的に連携した管理体制の整備を目指す。</p>

現計画	達成状況	新計画(案)
<p>域住民、農業団体、狩猟者団体、森林管理署、専門家(専門機関)等が連携して実施する。</p> <p>②実施計画の作成 県は、市町村が作成した実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を毎年度策定する。</p> <p>③事業の実施 県、市町村、農業者、地域住民、狩猟者団体等の実施主体が、それぞれの役割に応じて事業を実施し、NPO団体や個人ボランティアの協力も得られるよう努める。また、県は、地方振興事務所単位で実施計画の検討及び市町村間の調整を行うとともに、追い上げ技術の指導、農作物被害防除や農地管理技術の指導・支援、被害対策組織の体制整備等に努める。</p> <p>④調査等 県は、モニタリング調査を市町村、狩猟者団体、農業者団体、専門家(専門機関)等の協力を得て実施し、管理事業の実施効果を検証するとともに、長期的展望に立った先進的な被害防除対策の情報収集及び各種の被害防除実験(追い上げ、効果的な特定個体の捕獲、群れ外オス対策等)を実施し、その成果を県、市町村等による実施計画の策定、見直し等に反映させる。</p>	<p>②実施計画の作成 毎年度、実施計画を策定した。</p> <p>③事業の実施 地方振興事務所で連携会議等を開催し、被害対策を支援した。</p> <p>④調査等 毎年モニタリング調査を実施しており、生息頭数、群れの状況についての調査、及び試験的な追い上げ効果の検証を実施した。また、有識者による専門部会を開催し、対象市町村の農業被害実績や被害防除策の実施状況を報告し、専門家の意見聴取を行い、実施計画に反映させた。</p>	
<p>(2) 普及啓発・広報活動 県及び市町村は、関係者の協力の下、追い上げ技術や農作物被害防除技術、サルの生態や行動等について情報を収集し、研修会の開催やパンフレットの配布などにより、住民や観光客に対し、サルとの基本的な接し方や個人でできる被害防除方法についての普及啓発に努める。</p> <p>管理計画の実施に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県は、対策等についてホームページ等により公表するほか、自然保護関連行事等を通じ普及啓発を行う。</p>	<p>サルの計画作成済み市町村16市町のうち10市町に対し、市町村鳥獣被害防止計画の策定支援を行った。また、鳥獣被害アドバイザー職員を養成するため、農業普及指導員を国の養成研修への派遣を実施した。</p> <p>管理計画や関係資料はホームページで公開し、広く周知を図った。</p>	<p>●継続 継続して、管理計画や被害防除方法を広く周知する。</p>
<p>(3) 隣接県との連携 県内のサル生息分布域は、県境を越えて隣県にまたがることから、広域での情報交換や対策を話し合える連携体制の拡充を図りながら、被害防止対策を実施してきた市町村や関係機関とこれまでの内容を検証し、より効果的な対策を講じることとする。また、担当者の意識・知識向上のため研修会を実施する。</p>	<p>電話やメールなどで、保護管理に関する情報交換を実施した。</p>	<p>●継続 引き続き、情報交換等を実施する。</p>